

令和7年度第2回  
新宿区外部評価委員会第1部会 会議概要

<開催日>

令和7年8月5日(火)

<場所>

本庁舎6階 第3委員会室

<出席者>

外部評価委員(5名)

竹内真雄、戎井一憲、風間義民、大川内初実、大西秀明

区職員(7名)

福岡危機管理課長、三浦副参事(地域防災担当) 稲川地域福祉課長、淺野衛生課長

西澤副参事(特命担当) 奥井主任、西崎主任

<開会>

【部会長】

おはようございます。ただいまから、第2回新宿区外部評価委員会第1部会を開催します。

本日は、事業所管課へのヒアリングを実施します。

それでは、議事に入る前に、本日の配付資料の確認をお願いいたします。

【事務局】

では、事務局のほうから配付資料の確認をさせていただきます。

まず、委員の皆様のお手元の配付資料を確認させていただきます。

お手元クリップ止めの資料の1枚目が本日の次第となっております。次第の次のところで、おめくりいただいて、次第の次には縦長のホチキス止めの外部評価チェックシートがございます。本日もこちらはメモとしてお使いいただければと存じます。外部評価チェックシートは本日のヒアリングの進行順に沿った事業順になっております。外部評価チェックシートの次は、横向きのホチキス止めの参考資料1、ヒアリング時の質問リストというふうになっております。委員の皆様のお手元の資料は以上となります。

次に、理事者の皆様の資料の確認です。

理事者の皆様のお手元の資料は一番最初に本日の配席表がございます。配席表をおめくりいただきまして、次に横向きの委員の皆様と同じヒアリング時の質問リスト、参考資料1がございます。質問リストの次をおめくりいただいたところに、最後に内部評価チェックシートをおつけしております。委員の皆さんにヒアリングのときまでにこの内容を基に議

論していただいて質問の洗い出しをしていただいているので、ご参考いただければと思います。

配付資料について、皆様、過不足はございませんでしょうか。よろしいですか。

確認は以上となります。

**【部会長】**

ありがとうございました。

それでは、ヒアリングを実施いたします。

外部評価委員は、テーマごとに委員会を3つの部会に分けており、この第1部会のテーマはまちづくり、環境、緑となっております。

私は、外部評価委員会第1部会長の竹内と申します。よろしくお願ひします。

あと部会の委員は、私から見て時計回りに、戎井委員、風間委員、大西委員、大川内委員でいらっしゃいます。

本日は、「防災対策の強化」というテーマで、区における防災対策の取組のうち、防災訓練や福祉避難所の運営体制の強化など、主に避難所運営に関する計画事業と経常事業を中心にヒアリングを行います。

進行の詳細について、事務局から説明をお願いいたします。

**【事務局】**

本日の進行についてご説明させていただきます。

事務局を通じて事前に委員及び区の担当部署の皆様にお伝えしてある質問を基に、本日は部会長の進行に従って質疑応答を中心に進めます。

事業所管課の皆様は、参考資料1のヒアリング時の質問リストに記載されている質問についてのご回答をお願いいたします。委員の皆様は、事業所管課からの回答を受けて、さらに確認とか追加質問をしたい内容がある場合にはご発言をお願いいたします。

事業所管課の皆様は、今日この場で上がった質問に対しても、できるだけこの場でのご回答をいただけますと幸いです。もし質疑応答が時間内に終了しなかったですか、この場で出た追加の質問に対して、この場での回答が難しいなどの場合があったときには、後ほど文書で回答するという形にさせていただく場合もありますので、よろしくお願ひいたします。

質疑応答は、配付している質問リストの通番の順に行います。

所管部署の皆様は、所管事業の質疑応答が終わりましたら、部会長からご案内がありますので、ご案内に基づいてご退席をお願いいたします。

進行についてのご説明は以上です。

**【部会長】**

ありがとうございました。

進行等について、何か質問はございますでしょうか。

それでは、事業所管課の皆様は、参考資料1に記載されている質問について、質問番号

順に回答をお願いできればと思います。

【危機管理課長】

それでは、テーマの 1 から 4 まで、まず、私のほうからご説明させていただきたいと思います。

1 番、企業との関係性について、平時に防災に関する連絡をどのように扱っているか。また、発災時にはどのように情報の連携を取る予定になっているかというご質問でございます。

これは回答なんですけれども、ライフライン事業者とは定期的に顔合わせを行ってあります。また、帰宅困難者対策としては、新宿駅の周辺防災対策協議会、これが西口、東口、こちらの主要な企業が集まって行っているものなんですけれども、こういったところについては毎年総会をはじめ、セミナーや一時滞在施設の開設訓練、こういったところを毎年行っているところでございます。

実際、発災時には災害対策本部というのが立ち上がりまして、そのときには警察、消防、東京都、また東京電力、東京ガス、NTT、こういった主要なライフライン事業者からは情報連絡員というのが災害対策本部に来まして、そういった方を通じて情報共有、こういったものを行っていくといったことになってございます。

1 番については以上となってございます。

続いて、2 番、発災時、区民の方々に対してどのように情報発信をする予定になっているかというご質問でございます。

これにつきましては、まず、ホームページにつきましては発災時はホームページを災害用に切り替えて災害情報が優先で出るようにさせていただきます。ホームページやSNS、こういったものを通して周知を行うとともに、あと区で持っている防災行政無線とかアラート、これはテレビとかで避難情報とか出るものですね、こういったもの、または広報車とか、また防災ラジオ、あらゆる手段を使って周知を行っていくといったことになってございます。

続いて、3 番です。災害時の情報発信体制について体系的に定めている計画や方針があればといったところなんですけれども、これにつきましては地域防災計画というものがございまして、この 187 ページに第 6 章、章立てで情報通信の確保というページがございます。それで 10 ページほど情報通信、予防対策、応急対策、復旧対策、こういったものも定めているところでございますので、しっかり情報通信体制については定めているところでございます。

続いて、4 番です。区は防災対策を行う上で、どういった種類の災害をどういった規模でそれぞれ想定しているかといったことになってございます。

先ほどの地域防災計画というのは、地震や風水害、大規模事故、富士山噴火、こういったものを想定しているところでございます。

地震につきましては、東京都が令和 4 年 5 月に被害想定を出しまして、それに基づいて

対応を示しているところでございます。その他については被害想定はないのですけれども、これとは別に、新宿区で事業継続計画、いわゆる B C P というのがございまして、こういったものについては、地震、風水害、火山噴火といったものに対してそれぞれ大規模、中規模、小規模、こういった規模について事業をどういうふうに行っていくかといったものについて想定をしているところでございます。

4 番までは以上となります。

【部会長】

ありがとうございました。

ここで、今の1番から4番で質問がある方はいらっしゃるでしょうか。

【委員】

2番に関してなんですけれども、発災時にホームページの内容が災害対応に切り替わるとおっしゃいました。そこはちょっと興味が湧いたのですけれども、一つはホームページって検索エンジンにインデックスされないと検索しても出てこないですね。では発災時にいきなり変わったとして、それが検索して出てくるのかということが質問が一つです。

もう一つは、今どんどんグーグル検索とかも A I がトップで回答するのが形式になっていて、次のページまでいかないということが今問題というか、そういう風潮になっていまして、では、そういうふうなときに、検索しても新宿区の発災対応のページにいかないということが考えられるんですけれども、そういうところに対してはどういうふうに考えていらっしゃるのか、お聞きしたいです。

【危機管理課長】

検索エンジンでどう表示されるかまでは正直分からないといったところがあります。

今のホームページはいろいろな事業が一覧に出て、入り口がいっぱいあるのですけれども、それらが全部なくなつて災害用のページになるという、そんなイメージではありますので、災害までクリックしないと分からないということはないように、トップページにいろいろ分かるというようなことを想定はしているのですけれども、検索エンジンと、あと今後の A I というところについては、まだ我々も想定が不足しているところもありますので、今後こういったものも踏まえて検討していくことになるのかなというふうには感じております。

【委員】

今のお話ですと、ホームページが災害対応に変わったとしても、 U R L を知っていないと行き着けないということになると思うんですけども、そういうことはどういう対応をしようと考えていらっしゃるのですか。

【危機管理課長】

新宿区のホームページ、通常、「新宿区」と検索エンジンを入れるとかなり上のほうに新宿区のが出てくると思うんですけども、そのページに入ったときに、もうそこに災害用の優先されたページになるといったことになりますので、検索エンジンでそれで下に

落ちない限りは基本的には新宿区のページにはたどり着けるというふうには考えているところでございます。

【委員】

すごく専門的なことなので恐縮ですけれども、そうすると今新宿区のトップページにたどり着きました、そのトップページの内容、URLを切り替えるのではなくて、インデックス、メールというところのファイル名は一緒だけれども、中身を切り替える、だから検索エンジンに違うタイトルで出たとしても、そこにいったらば災害対応のページになるとということですかね。

【危機管理課長】

そういう認識でございます。

【委員】

その場合、検索しても発災対応したというふうな表題にならないと思うんですけれども、というか、かなり行き着くのが困難なことになると思うんですけれども、どうなんでしょうね。

【危機管理課長】

そうですね、実際、新宿区で試したことがないので正直分からぬのですけれども、能登半島のときには、被災地のところのページを見にいったときには、普通に検索エンジンでは、例えば輪島市なら輪島市で出てきて、そこをクリックしたときにテキストの災害のほうになっていましたので、URLは変わらずに、内容だけ災害のページに切り替えるということは基本的にできるというふうには考えているところでございますが、実際は分からぬです。

【委員】

分かりました、ありがとうございます。

【部会長】

ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

【委員】

今日はお忙しいところ、どうもありがとうございます。

私は 2 番を質問したのですが、これを質問した大きな背景としては、いろいろ今回の皆さん担当の防災、大体の課題としては区民への周知だと、何かそういう情報の発信の在り方がかなり共通して課題としてあると思ったから質問しました。

それと、これは皆様のほうがご専門だからよく読まれていると思いますけれども、区民の意識調査、これ、私、毎年読んでいますけれども、そもそも区政の情報の入手というのはほとんどが広報新宿なんですね、区民の。最新のを見ると 42% になって、毎年減ってはきますけれども、防災のとき一番関係する年代、60 歳代が 51%、70 歳代は 74% ということで、ホームページとかいろいろあるにせよ、お年寄りというのはふだんの情報、広報新

宿というのはかなり重要な気がするんですね。

若い人はほとんどＳＮＳとかへ移行して、年々広報新宿は減ってきてＳＮＳが増えています。それは区は努力しているんだなというふうには評価していますが、こと防災については、こういうようなペースでいいのかな、広報新宿だけで発信するのがいいのかという。先ほどのご質問のようにいざとなったときは今度はホームページを見なさいということは、区民から区にアクセスしていかないと見れませんよね。だから、もうちょっとＳＮＳの利用度とかを上げていくという、スピードアップする計画が何かあれば教えていただきたい。一生懸命努力されているのは分かりまけれども、そうしないとなかなかお年寄り、60歳代、70歳代の人が、ホームページに行き着くのだろうか、ふだん広報新宿しか読んでない人たちが、そこら辺の考え方、ちょっともし差支えなければ、今後の進め方というか、発信の。

#### 【危機管理課長】

おっしゃるとおり、実際ＳＮＳをどうやって活用していくかというところは課題として持っているところでございます。我々も気象情報メールとか、防災安全・安心情報メールというのは持っているのですけれども、やはり登録者数は伸び悩んでいるというような状況でございます。例えばほかの区でいくと、防災アプリというのですか、区独自の防災アプリを導入しているところは結構あるのですけれども、やはりどこの区もそれをインストールするというか、登録者数というのは結構伸び悩むというか、これをどうやって周知していくのが課題であるというところで、今の段階でこれが正解というのがまだ見つからないなというようなところは持っているところでございます。

いろんなそういった方策は多分今後もあるうかと思いますので、我々としてもどうやって若い人たちに防災というところを周知していくかといったところについては、今後もっとと考えていかなくてはいけないという認識は持っているところでございます。

#### 【委員】

分かりました。ふだんの周知の徹底は分かりました。

それと先ほどに加えて、今度はいざとなったときなんですけれども、スピード的には、みんなが例えばパソコンなり何かホームページに行き着けないので、先ほどの課長のご説明ですと、いざとなったときはＬアラートだとか、防災無線、あらゆる手段を取って伝えますと言いますけれども、街って騒がしいですよね、特に新宿区なんて。山奥だったらＬアラートもいいですが、音が聞こえないところ、そういう人たちで、パソコンとかホームページに行き着かない人にどうやって情報を発信するのかも教えてください。

#### 【危機管理課長】

防災行政無線というのは、いわゆる外向けの案内放送になっております。緊急的なものはそういった防災行政無線で周知をしていくとともに、我々は防災ラジオといって、280メガヘルツの防災ラジオというのを貸与しております。これは災害時要援護者で、ご高齢の方とか耳が遠い方も含めて、名簿に登録されている方であれば、無償で貸し出しをといった事業もやっておりますので、情報収集に不安があるような方については災害時要援

護者名簿に登録していただいて、ラジオを貸与するというようなこともいろいろ周知のほうはやっているところではございます。ですので、ほかでも実際に発災時は広報車を回したりとか、あと各避難所で情報は掲示したりとかというのは考えているところでござりますけれども、そういういろんなツールを使いながら、多くの人に情報を伝えていきたいというふうには考えているところでございます。

【委員】

ありがとうございます。私からは以上です。

【部会長】

ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

では、通番の5番以降をお願いいたします。

【副参事（地域防災担当）】

まず、通番5番で、インフラの復旧についてご質問いただいております。

令和4年度に東京都が出ております被害想定では、停電はまず配電設備の被害による停電の復旧が大体約4日、ガスが約6週間、上水道が約17日、下水道が約21日、道路被害が1週間程度と試算されています。これは被害があった場合の復旧時間としてということです。

復旧までどのように対応するかということですが、復旧まで電気であれば非常用発電機等の使用を考えておりまして、上水については各避難所等で受水槽ですか、受水槽がない施設については備蓄物資の水等を用意しております。下水については簡易トイレですね、トイレにかぶせて使う防臭袋のついたトイレ等の使用を想定しております。

続きまして、6番の災害時用浅井戸の分布をまとめたマップ等あるかということですが、こちらは地域別防災マップというのを区でつくっておりまして、各四谷ですか特別出張所の管轄区域ごとにマップがございます。ここに浅井戸の位置というのを表示しております。こちらのマップなんですが、周知に関しまして、各地域の特別出張所や危機管理課のほうで配布しているほか、あと区のホームページにマップのデータと、あとマップとはまた別なんですが、地域防災計画に浅井戸の一覧がございまして、こちらの一覧をホームページ上で公開しております。

以上、簡単になりますが、ご説明になります。

【部会長】

ありがとうございます。

5番、6番について何かご質問がある方はいらっしゃるでしょうか。

では、ないようでしたら、7番以降をお願いいたします。

【地域福祉課長】

まず、計画事業29についてのご質問、7番、8番についてご説明させていただきます。

ここは、計画事業としまして、「高齢者や障害者を対象とした福祉防災の充実」という

ことで、開設キットの作成を行っております。

初めに、開設キットについてご説明させていただきます。こういった箱に入っておりまして、その中にこういうファイルがいっぱい入っております。今私が持っているのは開設の運営、受入れ準備というファイルでございます。そこの中に、ラミネート加工したもので、例えば受入れスペースの安全確保というシートがありまして、ここにやることが書いてございます。これはできたらチェックをしていくというようなものです。

また、貼り紙としまして、こういった形で、ここは二次避難所の受入れスペースですよと、受け入れられないスペースもありますので、こういったものの貼り紙ですとか、あと帰宅困難者の方が間違って来た場合に、帰宅困難者の方はここではないですというような貼り紙ですとか、こういう貼り紙類を事前に作ってあります。あと先ほどの手順も今のようにリスト化されていて、チェックをすれば、誰がどこまでやったかというのがすぐに分かるような、そういうものを事前の準備から開設後までそれぞれのファイルに入れておくというものを作っております。

なぜこの計画事業を始めたのかといいますと、福祉避難所につきましては、高齢者の例えは特別養護老人ホームのような施設と、地域交流館といって、ふだんは元気な高齢者が歌を歌ったり将棋をやったりというような施設があるのですけれども、そちらの地域交流館のほうは、災害時になったらば、元気な高齢者ではなく、少し介護の必要な高齢者の方が福祉避難所として生活を始めるということになります。

また、児童館につきましては、ふだん子供を相手にしておりますが、福祉避難所は高齢者を相手にするということになりますし、また、さらに日中しか開設をしていない施設ですので、夜間も通しての開設というところになりますと平時の延長線上では対応が難しいだろうというところで、先ほど申し上げた特養などは平時の延長線上で福祉避難所ができるかと思うんですけれども、それができない施設につきまして、施設1件1件の特性を踏まえて開設がスムーズにできるようにということで、コンサルタントの工学院大学に入つていただきまして、1件1件ワークショップをやり、ヒアリングをやり、キットを作成し、さらにキットを使った訓練をするというような流れで昨年度からやっている事業になります。

ご質問にございましたように、指定管理制度に伴う課題というのがやはりございます。これは何かといいますと、指定管理はプロポーザルによる選定で5年に一度行われますので、事業者が5年たつと替わる場合がございます。また、併設で高齢者の地域交流館と児童館が併設されている場合に、プロポーザルの結果によっては違う事業者がそれぞれの指定管理者になる場合もあります。そういったときに指定管理者が替わっても、また、違う指定管理者ですと指揮命令の系統が異なったりしますので、そういった場合でも混乱をしないようにということで、このようにすごく単純に分かるというようなものを作成しております。さらに、これを使って今後も訓練を毎年行っていくことで、指定管理者同士の連携を取っていただいて、指定管理者制度というものに伴う課題についてはなるべく解決を

していくような方向で訓練を続けていくという予定になっています。

次に、8番についてですけれども、これは6年度の当初は施設数が少なかったんですけれども、途中で計画変更して入れてあります。その理由ですが、6年度当初、まず、高齢者の施設と、併設されている児童館について導入を考えていました。その後、単独の子育て支援施設、単独の子ども家庭支援センターですとか児童館については、具体的に何年に何件やるというのが、内部的な事務の関係で計画事業の案を上げるときに決まり切らなかつたところがありましたので、まずは福祉部が主導でやっていける高齢者と子供の併設施設を最初にやるというところで6年度はスタートしました。ただ、当初から子育ての単独施設についてもこの事業の導入が必要だというふうに考えておりましたので、そこをきちんと何年度に何をやるという計画を立てまして、途中で計画の変更をさせていただいております。

計画を変更したことと、施設数が増えたことと、あと実際にこれをやってみたときに、事業者の工学院大学さんが1年間に10施設が限度ですと、これは各施設に毎回通っていただけで、施設の職員のヒアリングですとか、現場を見たりとかというのも全部やってありますので、なかなか1年間に10件以上は難しいということになりまして、計画期間を少し延ばして平準化したというようなことになっております。

この計画事業については以上となります。

**【部会長】**

ありがとうございました。

通番7と8に関して何かご質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

**【委員】**

外部評価委員って、この書類を見てしか判断できないのですよ。なので、書類の隅々を見てしまうということなんですけれども、主な課題で、6年度当初時点の主な課題と年度末時点の主な課題が全く同じなんですね。分かって書いていらっしゃると思うんですけれども、その課題3つのうち、上の2つは今おっしゃったように「施設がたくさんあるから」、「一度に全部できないから」。これは、6年度の施設はこれだけあったけれども、まだ残っているから、そこはやっていないから課題が残るというのは理解できるんですね。ただ、これ3つ目の指定管理者について言えば、最後に避難所の開設をカウントする仕組みの構築が必要となりますというふうに課題を立てていらっしゃって、それが年度末に同じ課題となっているということは、その課題が解決していない。上の2つは全部の施設は無理だから、引き続きというのは分かるんですね。3つ目は、では指定管理者というのは全部一斉に替わるのか、順繰りに替わっていくのか、僕もよく分からないのですけれども、そうすると例えば指定管理者が替わった時点では必ずやるとか、もしくはほかの方法とかということが仕組みづくりできましたで完了と僕は思うんですね。

でも、それに対して特に何か書いてないので、では、これというのは課題を立てたけれども、課題が残り続けている。上の2つとは違う理由で残り続けているということは、こ

れを見ると、当初の立てた課題が解決していないから、計画達成していないんじゃないですかというふうに僕は読み取ってしまうんですね。でも、福祉課長さんのほうは10か所ありますと、7年にも上がっていますね。では10か所あつたら、計画どおりなので達成しましたと多分考えると思うんですよね。外部評価委員としてはこの書類を見てしか判断できないので、別にそれは10か所やりましたで達成でもいいとは思うんですけれども、ただ、一般的にこの文書を見て、ではこの課題は課題として残っているのではないですかと思うんですけれども、その辺りは、ちゃんと考えてこうなっているんですというのはあるかも分からぬ。それがあれば教えていただきたいのと、この評価を件数10件決めました、10件できました、ではオーケーですという考え方なんですかということを2つ聞きたいです。

【地域福祉課長】

分かりました。まず、1つ目ですけれども、指定管理者制度に伴う課題と先ほど申し上げた課題に対する仕組みづくりの一つとしまして、キットが作成できたというところで、誰でも、人が替わっても開設に取り組めるというところで、一定の課題の解決はできたというふうに考えております。

ただ、ではこれを作ったからいいのかというと、それでは終わっておりませんで、この計画事業自体が、これをすることと、これを作った後、これを使って毎年訓練をしていくというところまでが計画事業になっておりますので、訓練のところにつきましては引き続きやっていく必要があるというところで同じような書き方にさせていただいたというところです。

もうちょっと表現を変えればよかったですのかなというふうに委員からご指摘を受けて思ったところではあるのですけれども、中身としてはそういう意味で、昨年度作った施設については今年度もこれを使った訓練をしていくことで、指定管理同士の連携を取ったりとか、これを熟知していくというようなところでまた次につないでいくというところを、指定管理者が替わっても替わらなくても、ずっとやっていくという予定でございます。

よろしいでしょうか。

【委員】

そしたら、そもそも指定管理者が替わったとしても、そのキットがあれば、問題ないんですよというのであれば、これはわざわざ課題に上げる必要はないんじゃないですか。解決したでもいいじゃないですか。

【地域福祉課長】

おっしゃるとおり、課題は解決したという考え方もありますが、所管のほうとしましては作って終わりではなく、これを実際に使って訓練を毎年やることでというところまでを考えていたものですから、引き続き課題というところで入れさせていただいたところです。表現の仕方が私たちの思っていた趣旨が伝わらないような表現になっていたことは申し訳ないというふうに思っております。

【委員】

分かりました、ありがとうございます。

【部会長】

ありがとうございました。

【委員】

今説明いただいたて、およそ分かりました。私の理解としては高齢者施設を減らしたもの、子育て支援施設を増やしているけれども、トータルとしては10件分しか事業者のパワーがないから、トータルとしては10件で抑えているという理解でよろしいのでしょうか。

【地域福祉課長】

おっしゃるとおりでございまして、3年間でやるところを4年間に延ばしたこと、件数を10件に抑えたというところです。

【委員】

では、その前提であえてお聞きしますが、私から言わせると、このことというのは別に事業者ができないからというより、高齢者施設とか必要なものですね、本来は。減らしていくべきものではないですよね。もし一つの事業者ができなければ、事業者を増やすとか、予算を増やすとか、そういうものがあればできるものなのか、予算が増えて、事業者が増えて、できないものなのか、どちらなのでしょうか。

【地域福祉課長】

これ自体、工学院大学にお願いしておりますけれども、一次避難所のほうで、今までこの開設キットを導入した実績があります。その実績から工学院大学に業者指定をし、お願いしたいということで始めた事業ですので、工学院大学ができるというキャパシティの中で事業展開していく必要があったということがあります。その理由から、お金を増やすしてもできるかというとやはりできないというところで、このような予定になりました。

【委員】

よく分かりましたけれども、何か我々が課題として残るのは、うまく工学院さんのキャパシティ以外にも、新宿区はたくさん大学などはいろいろあるわけですから、協力者を募って必要な施設は造るべきではないかなとは私は思いましたが、そういう事情がおありになるということですね、分かりました。

【部会長】

ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

【委員】

ちょっと今の最後の質問に、繰り返しになるかも分からないですけれども、ということは、別にそれは日本で工学院大学しかできないということではないですね。

【地域福祉課長】

日本中といいますか、もしかしたらほかの大学は、ほかのノウハウを持っている大学はあるかと思いますけれども、今回のこの事業を進めるに当たっては、こっちの施設はこの

大学の考え方のこのやり方でやったけれども、こっちの施設は別の考え方の別のやり方でやったとなりますとやはり統一性も取れないで、4年間まとめて同じところでお願いしたいというところで始めましたので、どうしても業者のキャパシティありきというところになりました。

【委員】

考え方の問題ですけれども、では、災害っていつくるのかって分からないので、また対応できない施設がまだ十何か所か残っているじゃないですか。気持ちとしては、いつくるか分からなくて、ではこういうキットがあるとか多少ノウハウはあるにしても、ベースのものというのは多分あると思うので、一度にとか、なる早でとかという考え方もあると思うんですけれども、それをもってしても工学院さんにお願いしたいという独特のものがあるというのはどういうところなんですか。

【地域福祉課長】

今まででも福祉避難所について全く何もやってなかったわけではなく、マニュアルも作っておりましたし、開設訓練も一律ではあったのですけれども、やっていましたので、本当に発災したときには対応ができる状態にはなっていました。ただ、さらに実効性の高いものというところでこの事業を始めておりますので、仮に半分の事業が終わったところで発災したときには、残っているやってないところは従来どおりのマニュアルに沿って開設をする、それでも十分に福祉避難所としての開設は一応できる体制にはなっている状況ではありますので、そういったことで対応していくことになるかと思います。

やはり私たちも初めですね、いつ起こるか分からない地震ですので、なるべく早く、前半に詰め込むことも、意向があったところなんですけれども、やはり1件1件本当に丁寧に見ていただいているというところがありますので、工学院大学のほうにこのやり方で継続してもらうというほうを選択したことになります。

【委員】

聞けば聞くほど、すごくいいのを、することはすごいんだなということは分かるんですけども、それがいかに優れているかとか、どれだけ優位性があるかとか、僕は全然分からぬので、1件で丁寧に見ているということしか今まで伺ってないので、中身に対してどの辺が優位なのかというのを幾つか僕に分かりやすいように教えていただけませんでしょうか。

【地域福祉課長】

まず、1つとしては、初めに一次避難所のほうでこのキットを導入したというところがございまして、そちらのほうは全部工学院大学のほうに委託をしてやっていたというところがあります。

一次避難所とやはり二次避難所は同じノウハウでやっていくことのメリットというのがありますて、それは例えば同じ町会の方が両方に、一次避難所の管理運営をやっている方がふだんは二次避難所になる地域交流館をお使いになっているですとか、また隣接してい

たりしてですね、今後、連携しながらの運営をしていったほうがいいとか、そういうところで一次避難所との連携というのもいろいろ考えていたところと、あと新宿区が何年にもわたって一次避難所に、五十何か所かありますけれども、この開設キットを全部入れたというところから、新宿区の現状ですとか、地理的なものとか、そういうところをかなり熟知していますし、防災対策について工学院大学さんはもともと精通していらっしゃるというところもございまして、そういうところもメリットかなというふうには思っております。このキットのこれ自体がすごく防災対策として一番優れているというところよりかは、新宿区の地域の実情をよくご理解していただいて、一次避難所とも連携が取れる体制でというところを考えたときに工学院大学というような選択をさせていただきました。

【委員】

追加で、工学院「大学」ですかね。

【地域福祉課長】

はい、大学です。

【委員】

素人しては何か大学にそういうことを連續で頼むというのってあまりぴんとこないのですけれども、工学院大学はそういう面で組織的に特殊なんですかね。

【危機管理課長】

では、私のほうから。工学院大学と包括協定を結んでいるという点が一つと、あともう一つは防災に強い先生方が何人かいらっしゃるということで、先ほどの新宿駅周辺防災対策協議会というのがあるんですけども、これを取りまとめているのも工学院大学なんですね。工学院大学が主体となってあそこに現地本部を立てるとか、いわば新宿区の防災のいろんな面で我々もお世話になっているということと、あともう一つは開設キットについては誰が来てもできるようにということで、かなり分かりやすくやっている。分かりやすい表示をやっているというところで、これまでずっと一次避難所ではこれを使ってまちの人を開設訓練というのをやっている中で、まちの人にはかなりなじみはあるといったこともありますので、そういう優位性というのはあるのかなというふうには思ってございます。

【委員】

追加でいいですか、工学院の教職員の方が避難所というか、そういうところにヒアリングに行って話を聞いて作っていらっしゃるということなんですかね。

【地域福祉課長】

実際は大学の教授と、あと生徒さんと、あとは実際にこういうのを作成するのに事務的なことをやる業者がございまして、そこは大学と連携している業者がございますので、そちらの業者の方で進めているところです。

【委員】

分かりました、ありがとうございます。

**【部会長】**

今の問題提起は、区民目線ではなくて、業者目線で、業者に合わせて発注するのはおかしいのではないかという問題提起かと思います。ちょっとご検討いただければと思います。今あまり言語化しづらいのですが。

**【地域福祉課長】**

そうですね、おっしゃっていることは重々よく理解をしてありますけれども、やはり何でもいいからと言ったらあれなんですけれども、いろいろプロポーザルとかをやって、最新の技術を入れるというような選択も、もちろん短時間でできる事業者に頼むという選択もあったかと思います。実際にいつ地震が起こるか分からないので、早くやる必要があるというのは重々理解しているところなんですけれども、先ほどから申し上げているような一次避難所との連携ですか、新宿区のことをよく熟知しているところにお願いするということより実効性の高いものができるのではないかというふうに判断をしております。

また、だからといって、これが入ってないから福祉避難所として開設ができないということではもちろんございませんので、この計画事業が始まる前はそれでも十分できるというふうにしておりましたので、これが入ってない事業所に関しましても、もし途中で発災した場合には十分対応ができるというふうに思っております。

**【委員】**

10か所が工学院とやっているけれども、それ以外は別に工学院とやってなくても、いざとなっても問題ないでしょうということですかね。

**【地域福祉課長】**

これがないと立ち上がらないということではないので、より実効性を高めるために、プラスでこれをやっている事業というふうにご理解いただければと思います。

**【委員】**

ちょっと興味本位の質問ですけれども、ほかの部会ではいわゆる情報システム系の内部評価、外部評価とかやっているのを聞いたのですけれども、AIを導入しようという流れがあるというふうに聞いていまして、例えば今そういうキットとかノウハウとか、マニュアルとかドキュメンテーションとかという部分とかはAIが扱い、応用しやすい分野だと思うんですけども、現時点ではどちらには何か使っていらっしゃるとかというのはあるのでしょうか。

**【地域福祉課長】**

AIについて、今のところ考えておりませんで、逆に、例えば施設の図面ですか、運用の仕方とか、指定管理者の職員の人数ですか、そういったところを個別にヒアリングした上の訓練を今やっているところですので、うまく活用できれば今後考えていくかもしれないのですけれども、今のところ、AIよりかは人海戦術というようなところで考えているところです。

**【委員】**

分かりました。ありがとうございます。

【部会長】

ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

それでは、通番9番以降をお願いいたします。

【地域福祉課長】

では、9から11までにつきまして、また地域福祉課からご説明させていただきます。

初めに、9番目ですけれども、セルフプランの作成勧奨のときに一緒に送っているものは何かというところでございまして、今日お持ちしたのですけれども、こちらがセルフプランなんですけれども、これは家に置いていていただく、自助のためにですね、自分で書いて家に置いていていただくというものなんですけれども、仮に避難をするときにご自分の情報を持っていくところで、こちらの持ち運びができるようなあんしん手帳というのを一緒に配っております。また、併せてこのあんしん手帳を入れるケース、それとSOSカードといって、これはちょっと厚紙で切れるようになっていまして、あんしん手帳と同じ大きさで、ここに書き切れない、ご自分が何をしてもらいたいかというのを書くカードを送っております。あと危機管理課のほうで作っている要配慮者防災行動マニュアル「いざ大地震に備えて」という、こちらの冊子と、これだけをセットにして送らせていただけます。

次のご回答にいきます。10番目になりますけれども、要支援者と支援者の体制をどういうふうに連携させていくのかというところで、例として、発災時に支援者が区内や都内にいらっしゃらない場合に支援者と連絡が取れないのではないかというようなご指摘をいたしております。

それについては本当におっしゃるとおりでございます。災害対策基本法のほうでは、個別避難計画というのを努力義務としておりまして、新宿区はこちらをまだ作成をしておりません。なぜかというところなんですけれども、個別避難計画自体が要支援者と支援者を決定するというものです。決定して区のほうに登録をしていただくというものになっておりますので、ご回答のとおり、決まった支援者が支援できない状況になった場合には、支援を受ける方も支援を受けられなくなってしまうという、フレキシブルな対応ができないようなものになっております。ですので、新宿区としてはこの個別避難計画を採用はしており、要配慮者につきましては日ごろから福祉サービスを使っていらっしゃる方が多いかと思いますので、その福祉サービスを提供している事業者と協定を結んでおりまして、なるべく早く自分のお客様のところへ安否確認に行っていただき、さらにもしサービスが必要だったら、ふだんのサービスの回数とは別に、すぐにサービスの提供を始めてくださいというような中身の協定を結んで、事業者の協力を得るような形にしています。また、事業者が入ってない方とかもいらっしゃいますので、そこは要援護者名簿を防災訓練組織とか民生委員にお配りすることで、地域の方たちで見守っていただくという形を優先して

今やっているところでございます。なので、このご質問に対しては個別避難計画ではなく、別の形で対応していますということが回答となります。

もう一つございまして、二次避難所と一次避難所の移送の手段でございます。災害時の移送についてはタクシー会社などと協定を結んでおります。ただ、道路の被災状況などによってどの程度の交通機関が使えるのかとか、その辺がちょっと不明なところはございますけれども、協定を結んでいるというのが一つと、あと先ほど申し上げた福祉サービスの事業者と協定を結んでおりまして、自分のお客様が例えば一次避難所のほうに避難をしていたら、そこにも見に行ってもらう予定でありますので、見に行って、移送が必要だということになったら、その事業者の方ですとか、あとは避難所で避難をしている方たちはお元気な方もいらっしゃるかと思いますので、そういう方たちのご協力を得るですか、そのときに臨機応変に考えていくということになるかと思っております。

この三問については以上でございます。

**【部会長】**

ありがとうございました。

通番 9 から 11 について、何かご質問ある方はいらっしゃるでしょうか。

**【委員】**

今の福祉避難所ですね、二次避難所であると思うんですけれども、この 11 番の要援護者を二次避難所にまで誰がどのように連れて行くかという問題ですけれども、今タクシー会社と協力しているということですけれども、やはり一次避難所にまず来ていただくことになっていると思うんです。その後、福祉避難所のほうへ移っていただくということなんですけれども、その態勢が、今地域避難所協議会としっかり連携が取れているのかどうか、ちょっとそこが心配なところもあって、ではタクシーというけれども、タクシーを呼んでというような状況よりも、歩いて連れていく場合とか、車いすで連れていくとか、いろいろ考えられると思います。そういうのも計画をきちっと立てておかないと混乱が生じるのではないかなど、この後の質問にもありますけれども、誰がどのように連れていくのかというのまだ明確ではないのではないかというふうに、もうちょっと極端に言うと、要援護者として登録をしている人が対象のようになっているけれども、実は高齢者で認知症が入っている人とか、そういう人とかは家族がふだんは見ている、そういう人たちが一次避難所に避難した。認知症とかが入っている人たちを今度は二次福祉避難所のほうへ連れていく場合に、では、家族がばいばいというふうに別れ別れになってしまふものなのか、それとも一緒に、付き添いとして一緒に避難ができるものなのか、そういう細かいことはあるけれども、具体的な対策というか、そういうのまで計画をしておかないとスムーズに運営できないのではないかと、このように思うんですけれども、いかがでしょうか。

**【地域福祉課長】**

最後にご質問にあった認知症の方ですとか、あと重度の障害者の方の二次避難所につきましてはご家族の方も一緒に行っていただかないと難しいというふうに思っておりますの

で、分けて、要配慮者の方だけが二次避難所ということは想定をしていないところです。

その上でなんですかけれども、やはり移動するということに関しては、タクシー会社と協定というのはもちろん協定としてはあるのですけれども、そこが実際どこまで使えるかというところは確かに疑問がございますので、そこにつきましては地域の方たちの、先ほどは福祉サービスの事業所と言いましたけれども、事業者の方、または地域の町会の方、民生委員の方、もしかしたら、家が駄目なだけで、避難所にいらっしゃる元気な方たちもいらっしゃるかと思いますので、そういったところの協力も得ながらになるかというふうに思っております。

そこにつきましては、今現在、決めてしまうということが難しい状況ではありますが、一次避難所のほうには出張所の職員なども支援に入りますので、出張所などとはその辺の課題の共有はさせていただいておりますので、なるべく臨機応変な対応をできるように区の職員が地域をサポートしていくということが大事なのかなというふうに考えております。

**【委員】**

ありがとうございます。

今のちょっと補足になりますけれども、地域避難所運営協議会と、それから、今の福祉避難所を兼ねた、そういうものをもっと防災訓練のときに、一次避難所の防災訓練だけではなくて、今度はそういうものの中にも要援護者用の二次避難所への避難所立ち上げから移送から、そういう対策をどのようにするかというところまで、防災訓練の中に今後一緒にしていく必要があると思うんですけれども、危機管理課のほうと福祉課のほうと分かれているような認識になっているので、そこをもっと細かく連携していったほうがよろしいのかと思います。

**【地域福祉課長】**

そこにつきましては、地域福祉課のほうの視点になるかもしれないのですけれども、二次避難所の先ほどの計画事業をやっていく中でも、一次避難所と連携ということが大事だということで上がっておりまして、近くの一次避難所の運営協議会のほうに赴きまして、連携などを今働きかけたりとか始めたところでございます。あととともに地域で連携が取れているというところもございましたので、やはり一次避難所と二次避難所の連携というのはきちんとやっていきたいというふうに思っております。

**【委員】**

ありがとうございます。

**【委員】**

すみません、先ほどの10番に関連した質問なんですけれども、要支援者と要介護者ですか、の連携について、支援する方が遠方に行っていたりとか、新宿区内にいない場合なんですけれども、石川県の地震があったときに、私、新宿にいたんですけども、鳴らなかつたんですよ、アラートというのですか。周りに何人もいたんですけども、十何人か、1台も鳴らなくて、たまたまついていたテレビでびっくり。そういう、機械というのは完全

ではないので、アラートが鳴ったり鳴らなかつたりというのはいろいろあると思うんですね、現実。

発災したときに、支援を受ける方が気づかなかつたりとか、寝ている方もいるだろうし、そういう方が自分から支援の方に連絡が取れるとは限らないと思うんですね。支援の方も離れたところにいたら、新宿区の自分が見なければいけない方がもしかして災害に巻き込まれているかというのが分からぬ場合もあると思うんですよ。アラートが鳴らなければ、だからそういうときの連携がどうなっているのか。実際にみんなが災害が起きました、発災しましたという認識の下に、自分がいなければ、誰かに頼むなり、福祉サービスの方とかタクシーとか、地域の民生委員の方とかが対応されるというのは分かるんですけども、発災があったか、なかったかとか、そういう現実がどうなっているかという理解を皆さんがしていた場合にはこれは可能だと思うんですね。それがなかった場合、どうなるのか、そこら辺も、例えば新宿で地震が起きたから支援の方は行ってくださいという連絡を取るのかとか、そういうのはどうなっているのか、ちょっと気になったのですけれども。

#### 【地域福祉課長】

新宿区の場合、個別避難計画というのをまだ作っておりませんので、支援者を固定するということはしていません。事業者、民生委員、防災区民組織の方たちがみんなで見守るような体制をつくってありますので、恐らく誰かは見守りに行ける、安否確認に行けるのではないかというふうに思っています。

なかなか、やはりご自分から、大変だから支援してくださいという発信をするということは難しい方もいらっしゃるかと思いますので、日頃からその人の周りにいる方たちに様子を見に行っていただくというところで、今事業者と協定を結んだり、要援護者名簿の配布をしたりとかしているところになります。そもそも支援者を区で決めているというところではないので、遠方にいる支援者に連絡してということではなく、新宿に、その場にいる人たちで何とか支援をいくというようなことを考えております。

#### 【委員】

すみません、ちょっとそれの延長なんですけれども、無駄はないのかなというのもちょっと気になって、要は今大まかにこれだけの人がこれだけの人を見ますという感じですね。恐らくその地域で要支援者名簿から何人かが何人かを見るということですね。そうすると 1 か所に集中しちゃうとか、上手に、うまく言えないのですけれども、無駄が生じるような気がして、そこら辺がどういうふうな対策を考えていらっしゃるのでしょうか。

#### 【地域福祉課長】

確かに同じ方の家にいろんな人が出入りしたりとかということはあるかと思いますが、それは逆に必要だというふうに思っておりまして、例えば安否確認でも 1 回行って、そのとき大丈夫でお元気な方がいらっしゃっても、もしかしたら翌日には何か別のトラブルが起きているかもしれませんので、やはり繰り返しいろんな目が入るということのほうが無駄かもしれないですけれども、災害時には重要なのかなというふうには思っております。

**【委員】**

それはすごくいいことだと思うんですけども、逆に行かない家が出てこないのかなと、逆のパターンですね。そこら辺はどこかが例えば窓口になって、司令塔になって、確認とかまとめをちゃんとされるようなシステムが構築されているのでしょうか。

**【地域福祉課長】**

行かない家というのは、例えば要援護者名簿に登録をしていない、サービス事業者も入っていないというところに要援護者の方がいらっしゃるかどうかということ自体が区では把握をしかねる状況にはなります。なので、なるべく要援護者名簿に必要な方は登録をしていただいて、きちんと仕組みにのっていただくということを平時のうちにやっていただくということでお願いもしていますし、そこには危機管理課も協力をしていただいて、平時にそういう取組をしてもらうというようなところの周知を図っているような形になります。

**【委員】**

ちょっと聞いたかったことが違うのですけれども、要は名簿に載っている方のところに例えば10人いたら10人の名簿のところに、全10人全員を誰かがサポートしたかというのがきちんとその瞬時に、瞬時にというか、届けか何かがあって把握される仕組みがあるのかどうか。要は何人もが1か所に行っても構わないのですけれども、行かない家、漏れている家というのがその名簿の中に、名簿に載せてなければ仕方ないのですけれども、名簿にある方全員をきちんと回れているのかどうかというのを確認できるようなシステムがあるかどうかを知りたいのですけれども。

**【地域福祉課長】**

基本的には、そこは地域福祉課のほうで最終的には情報収集をしていくということになっています。基本的には、要援護者名簿に載っている方のところには、この人のところは行ったけれども、この人のところは行かないというようなことはないようにお願いをしているところです。

**【委員】**

ありがとうございます。

**【部会長】**

ありがとうございます。

通番9から11に関してほかにご質問ございますでしょうか。

ないようでしたら、11番までこれで終わりで、ここで地域福祉課長はご退席いただいて結構です。お疲れさまでした。

それでは、通番12番以降のご説明をお願いします。

**【衛生課長】**

それでは、通番12から17までまとめてご説明させていただきます。

まず、12番でございます。避難所での飼い主のペットの部屋、それ以外の避難者の部屋

というふうに分けられないのかというご質問でございます。

こちらについては、いわゆる同室避難ということになりますけれども、我々としてもできればそれが望ましいのかなと思っておりまして、地域防災協議会などの場ではできればペットのスペースについては屋内、屋外の場合でも屋根のあるところが望ましいですというふうなご説明はさせていただいているところでございます。

ただ、一方で学校の使える教室というのは限られておりまして、昨年度 51 か所の避難所を調査させていただく中では、既にペットのスペースというのを学校の利用計画図の中に定めていますというところが 22 か所あります。22 か所、いずれも屋外でしたので、なかなか使える教室は限られている中で、仮に余裕があったとしても、例えば配慮が必要な方のために取っておかないとけないとか、もし仮に動物を入れる部屋があっても、盲導犬とか介助犬を使われている方をどうしても優先せざるを得ないとかといった状況が恐らく発災時に起きるのかなというふうに思っておりまして、なかなか屋内で同室避難を確保するというのはちょっと難しい状況なのかなというふうに今のところは感じているところでございます。

続いて、13 番でございます。一つの避難所で何匹くらいのペットが避難する想定かというご質問でございます。

正直なところ、これまで 1 避難所当たり何匹という想定をしたことがございませんでして、基本的には避難所ごとにその地域特性がございまして、一戸建ての多い地域ですとか、タワマンが多いとかファミリーが多いといったようなところがございますので、その地域、地域によって実情が違いますので、それぞれの避難所運営協議会の中でどれくらいの想定というのを決めていただくのがよろしいのかなというふうには思ってございますが、今回、こういったご質問をいただきましたので、単純計算なんですが、どれくらいかなというふうに試算はしてみました。本当にざっくりした試算なんですけれども、今新宿区の人口が大体 35 万人くらいで、発災時に避難所に避難される方というのが大体 3 万人から 4 万人くらいですか。そうすると計算上は区民の 10% が避難するというふうに仮定をしますと、畜犬登録の犬というのが大体 1 万 2,000 くらいです。その 10% がもしか避難すると、1 万 2,000 頭、それが 51 か所の避難所に分散されるというふうになると 1 避難所当たり大体 20 頭強くらいなのかな、単純計算をざっくりしたあれですけれども、そういったイメージなのか。実際はほかに猫がいたりとか、ほかの小動物がいたりとかということになりますので、これに限りませんけれども、イメージとしてはそのくらいなのかなというふうに今回計算してみたというところでございます。

続いて、14 番、マイクロチップに関しては避難所にお越しいただくときには特にマイクロチップについてはあってもなくても問題はないという状況でございます。

続いて、15 番でございます。学校避難所救護マニュアルの中の迷子用のペットの食糧というところでございます。これまでこちらはご指摘のとおり、避難してきた飼い主同士で協力して、迷子の犬猫へのえさを出し合ってくださいねというふうにご説明をしてきたと

ころです。ただ、現実的にそれがうまくいくかどうかというのがなかなか、いろいろご意見があるなというのは承知をしておりまして、今後、こちらについては衛生課の中でも検討していきたいというふうに思ってございます。

現実的には、例えば動物でも小型犬がいたり、中型犬、大型犬、あと猫がいて、小動物が、いろいろなペットが来ますので、いろんな動物に対応できるようにいろんなえさを取りそろえておくというのはなかなか難しいかなというところと、えさ自体が長くても二、三年で賞味期限がきてしまうというところがありますので、その都度更新していくのかという問題もありますので、備蓄の仕方については今後検討していきたいなと思ってありますけれども、ちょっと何らかの対策は取っていきたいなというふうに考えております。

続いて、16番でございます。ペット同行避難のルールの周知についてでございます。

周知につきましては、事業評価シートのほうにも記載させていただいてありますけれども、避難所訓練ですか、地域防災協議会、それから様々講座、イベント等の機会を通じて周知をしてございます。パンフレットとしてはこういった区民向けのチラシを作成しておりまして、こういったところで、ふだんこういった備蓄をしておくといいですよとか、避難所ではケージに入れて過ごしてください、飼い主同士でペットのスペースの管理をしてくださいねということを周知しているところでございます。こちらにつきましては外国語版も作成をしておりまして、こういったものを配布することで今周知を進めているというところでございます。

関連して17番でございますけれども、この周知の実績というところでございます。実績につきましても事業評価シートの中に記載させていただきましたとおり、避難所訓練では5か所、それから、総合防災訓練ですか、ふれあいフェスタ等のイベントでの周知、それから、ペット防災講座ですか、それから地域防災協議会につきましては地域ごとに10か所開催されますので、それぞれの地域でご説明させていただいております。

それから、質問にございます広報新宿の読者数というところですと、発行部数が今年は10万1,000部あるということですので、それくらいの規模で配布をされている。それから、ホームページの閲覧数としましては、令和6年度の実績としては年間で1,203件の閲覧の実績があったというところでございます。

ただ、いずれも実際の周知の実績ではあるのですけれども、いわゆるアウトカム指標ではないので、実際の周知の効果を測ったものではございませんで、実は今区政モニターアンケートでこのペット防災の認知度について、今年の第1回の区政モニターアンケートで調査をしてございます。調査期間が7月末までだったので、まだ結果は出ておりませんけれども、今後はちょっとこういったところでもこうした事業の成果といいますか、認知度を図っていきたいなというふうに考えてあるところでございます。

説明は以上でございます。

【部会長】

ありがとうございました。

通番 12 から 17 に関して質問等ございますでしょうか。

【委員】

すみません、ペットの同室避難が難しいというお話だったのですけれども、新宿区の現状というのはここにも書いたように小型犬が非常に多いと思うんですね。大型犬を連れていらっしゃる方というのはある程度金銭的なゆとりのある方、敷地の広い方という感じなんですね、見ていると。そうなると実際に避難してくるのは小型犬が多いのではないかという推測なんですけれども、その中で、やはり先ほどのえさを今後検討していただけたということなんですねけれども、小型犬に使えるものは多分大型犬も食べられるとは思うんですね。なので、そういうのも考慮していただくとありがたいなというのと、やはり室内で飼われている犬が屋外で、しかも地震があって家と違う環境で、誰もいないところで健康を保てるかというと厳しいと思うんですね。なので、できれば獣医さんとかが見回っていただけたとありがたいかなとか、何かちょっと配慮をやはり、一つの命で、特に高齢の方って結構ペットを家族のように思っていらっしゃる方が多いようなので、そういうところもちょっと考慮していただきたいのと。

あと最近、これはちょっと余談なんですが、新宿区のペットの散歩のマナーの悪さが非常に目立っています、昔はきちんとエチケット袋みたいなのを持ってちゃんと処理しているのを見ていたんですけれども、最近はエチケット袋も持たず、水のペットボトルを持っているなんだけれども、おしっこの後、かけない、ふんはそのまんまみたいな、すごいそういう恰好をつけたような飼い主の方が非常に多く見受けられるんですね。本当に捨っている方のほうが多いと思うんですよ、見ていて。だから、そこら辺も避難所で受け入れるときに多分トラブルになるんじゃないかなと、そういうマナーの悪さが。そこも一緒にペット避難の防災とともに、マナーについても少し何か徹底周知できるような方向性でちょっと検討していただけたとありがたいかなと思います。

ありがとうございます。

【衛生課長】

非常に貴重なご意見、ありがとうございます。

確かに、室内、今ペットはほとんど室内で飼われてありますので、実際そういう環境が用意できるのが一番ベストかなというふうには思っております。一方で、避難所の使える施設のキャパシティというのが限られておりますので、なかなかそこまで 100% の状況を担保するというのはできないといった中で、ではどう対応していくのかというところは我々も検討していくなければいけないかなと思ってございます。

我々、昨年 3 回、ペット防災講座というのを実施いたしました、実際、発災時には基本的には屋外でペットと別れて過ごしていただくことになりますよということはご説明させていただいていました、その上であれば、ペットにこういう部屋が必要だよね、無駄ぼえないですか、ふだんの環境と違う環境にふだんから慣れさせておくとか、そういう災害時を想定した、人間もそうですけれども、ペットもそういった事前の準備が必要なん

ですよというのを、そういう機会を通じてご説明させていただいているところです。

やはりこういった講座になりますと参加者の方が意識の高い方に限られるというところもあるものですから、今おっしゃっていただいたようなふだんのマナーから含めまして、できるだけ広い方にそういったところを気づいていただけるような周知の方法、犬を飼われている方であれば、毎年狂犬病予防注射のお知らせも送りますので、そういったところも通じて全ての飼い主の方に届くような周知の仕方というのを、また、効果的な方法というのを今後考えていきたいと思いますので、非常に、本当に現実に即したご意見を今いただいたかなと思いますので、参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

【委員】

ありがとうございます。

あともう 1 点なんですけれども、やはり新宿区というのは室内ペットというのが多いと思うんですね。なので、犬や猫以外の小動物とか両生類というのですか、それから、水槽とか、そういうものも多いかと思うんですね、ある程度。実際にそういうものを一緒に連れていくというのは、何かこのパンフレットを見せていただいたら小動物までという制限があるんですね。そうなるとそれ以外のペットはどうなるのというのが一つちょっと疑問もあったんですね。そこら辺はどうなんでしょうか。

【衛生課長】

そうですね、新宿区では避難所に連れてこれるものとしてはご覧いただいておりますとおり、犬、猫、小動物までというふうになっております。水槽が必要なものとか、あと両生類、爬虫類は変温動物なので、温めたり冷やしたりする器具が必要です。ただ、避難所ではそういう電源はご用意できないので、あくまでそういうものを飼われている場合には、ご自身でそういう災害対策も含めてやっていただくしかないのかなと、非常用電源をご自身でご用意していただくとか、地震で崩れてもちゃんと大丈夫なようにしっかり作っていただくですとか、そういう避難所に連れていけないものに関してはご自身で対策を取っていただくというのは基本になるのかなというふうに考えております。

【委員】

すみません、連れていくことは可能なんですか。例えば屋外で場所がありますよね。そこに自分が非常用電源を持っていって、ヒーターとか何かを持っていけば、置くこと自体は受け入れはしてもらえるのでしょうか。あと 51 か所避難所があるということなんですが、全ての避難所がペットを、どこでもいいんです、さっき 22 か所、屋外でと言っていましたよね。それ以外のところは受け入れてくれないと、制限があるのでしょうか。

【衛生課長】

避難所に関しては一応動物は連れていっていいよということにはしております。それぞれの今避難所の運営協議会様の中で、ペットのスペースはここ定めているのが 22 か所ということで、ほかの 29 か所については発災後に恐らくここというふうに定めるようなこと

になるのかなと思っております。ただ、発災後は本当に立ち上げていろいろやることがありますので、恐らくそこまで手が回らないかと思うので、できるだけ事前に定めておいてくださいねというお願ひは今各運営者の方にはしているところでございます。

実際に水槽を持ってきちゃったらどうするかというのが、そこら辺は現場の判断になってしまふので、この場で一律いいです、駄目ですというのは言えないのですけれども、区としての考え方としてはここに記載の犬、猫、小動物ということで周知をさせていただいているというところでございます。

【委員】

すみません、ありがとうございます。

あと 1 点、例えば屋外での飼育になりますよね、それで飼い主同士が協力して面倒を見ましょうねと書かれていると思うんですね、パンフレット。そうすると鳴いちゃう子って絶対いると思うんですよ。しかも犬と猫、小動物が同じエリアですよね。そうすると捕食される側とする側みたいな関係もありますよね。そこに例えば飼い主がでは私が面倒を見ますとテントを持ち込んで、極端なことを言えばね。一緒にエリアで過ごすということはありなんでしょうか。すみません、細かくて申し訳ありません。

【副参事（地域防災担当）】

先ほど衛生課長のほうからもあったように各避難所の運営協議会が決めることがあるのですが、ただ 1 点だけ、トラブルの原因にはなる可能性があるんです。そういうのをなぜこれを入れているんだという方が多分中にはいらっしゃいますし、そこを踏まえた上での判断になって、原則はさっきペットの運営に書いたような対応をしていただきます。もしくは何と言っても在宅が基本ですので、そういう特殊なペットを飼っている方は家で過ごせるように準備していただくというのがまず一番かなと考えております。

【委員】

特殊ではなくて、普通の犬、猫でもということですね。勝手にテントは駄目ということですね。

【副参事（地域防災担当）】

勝手にテントというのはやはりちょっとトラブルのもとになってしまふかと思うので、そこは基本的には。

【委員】

では、みんなで面倒は見るけれども、ずっと誰かがそこにいてというわけではなくて、えさをあげたり、お散歩したり、トイレを替えたりという、そういう面倒だけで、誰かがずっとそこを子守みたいに見ているわけではない環境ということでいいのでしょうか。

【危機管理課長】

それ専用の職員というのは基本的に配置はしないので、基本的にはケージに入れてくださいという話になっているので、お互いけんかしてぶつかるということはないようには考えているところでございます。

**【委員】**

ありがとうございます。

**【委員】**

とても身近に、私、これ 16 番の質問をさせていただいて、先ほど外国人にはパンフレットをお作りになられているというのは知らなかつたので、それはかなり評価ができると思います。

質問した趣旨は、新宿区って 35 万人ですよね。避難するのは 10%、3 万人か 4 万人とおっしゃいましたけれども、新宿区の中で外国人は御存じのように 5 万人、だから 7 人に 1 人は外国人、だから 7 人に 1 人の外国人が、例えば 5 万人が 10% 避難したとして 5,000 人くらい来るわけですね。そうすると周知の方法としてこのパンフレットだけで十分なのかな、先ほど冒頭に言った周知の仕方と一緒にすけれども、もうちょっと積極的に外国人向け、そういう人たちにもうちょっと日本語だけではなくて、これは全体にも通じますけれども、パンフレットだけ以外、何かお考えになっているのであれば、お聞かせください。

**【衛生課長】**

ありがとうございます。正直、外国人の方のコミュニティの中に入つていって周知をするというチャネルがなかなか難しいところがありまして、今のところはこういった印刷物と、ホームページも今多言語対応できていますので、ホームページをご覧いただければ、情報は取れるというようになっておりますけれども、こちらからなかなか積極的に外国人の方への周知啓発というのがうまくできていないというところは確かにあっしゃるとおり課題かなと思っておりますので、その点も今後の課題としてまた検討させていただきたいと思います。

**【委員】**

分かりました。

**【部会長】**

ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

**【委員】**

先月、落合第二小学校の避難所、防災訓練があったんですけれども、その中でペット防災に関してコーナーができてありました。そこでケージは 3 つしか用意されてなかつたんですけども、そのときにこのペットは本人たちが連れてきたものですかというふうに質問したところ、保護犬ですというふうに言われたんですね。保護犬ということは、飼い主がよく分からなかつたり、離れていっちゃんしたりしたのを誰かが保護したものをケージに入れて保護しているというのが趣旨なのか、そこらがよく周知徹底されてないのかなというふうに思ったものでちょっとお聞きしたいのですけれども、保護犬という意味はまた別の意味でしょうか、どうでしょう。

**【衛生課長】**

ありがとうございます。

なかなか我々の周知が足りていないというところを反省しておりますけれども、基本的にはやはりこの絵にありますようにご自身の飼い犬、飼い猫についてはご自身のケージに入れて連れてきていただくというのがルールになっております。各避難所にケージが大、中、小 20 個ほど備蓄してございますけれども、こちらは飼い犬、飼い猫が飼い主の手を離れて迷子になってしまった場合というのが想定されます。そういう迷子になってしまった犬、猫を連れてこられた場合ですとか、避難所に来てしまった場合に使っていただく用のケージということで備蓄しているものでございます。

【委員】

18 あるという.....

【衛生課長】

そうです、そうです。

【委員】

中の、そういうことに使うということですか。

【衛生課長】

おっしゃるとおりです。

【部会長】

ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

【委員】

外部評価で結構どういうふうに評価するのか、悩むのですけれども、いろいろ事業に対しての今出たような疑問とか、そういうのは興味とかというのではありませんけれども、では評価するに当たって、事業概要で上げている 1 番、2 番のができているかどうかとなると思うんですよ。これは質問というよりかは、特に普及啓発というのではなく他の部署とかでもよくある仕事だと思うんですけども、去年とかはたしか食品衛生とか手洗いとかというのがありますし、そういうときにはイベントとかでティッシュを幾つ配ったとか、チラシが何部はけたとかというふうな数字があったんですね。今回も例えば防災講座実施とか、参加者何名とか、あとはチラシを何部はけたとか、そういうものが課ごとにドキュメンテーションのあれが違うのではなくて、例えば普及啓発というふうなものだった場合は、やつたことに対して参加者何名とか、ティッシュを幾つ配ったとかというのは多分横串で記述を何か決めたほうが、もし評価する、外部評価というのが続くのであれば、基本を何か決めたほうがいいのかなと思いました。これは質問ではなく、意見です。

【衛生課長】

ありがとうございます。今回、ご報告した中でいきますと、例えばふれあいフェスタという大きなイベントの中に一つ衛生課としてブースを出して周知をさせていただいているというところで、なかなかブースに寄っていただいた人数というのが数えておけばよかつ

たのですけれども、そういったところまで手が回らなくてということもあります。ちょっと今後は参加者の数え方も含めて我々のほうでも検討させていただきたいと思います。

実は先日、保護猫の譲渡会というのを区内で実施いたしました、そういった中でも、それはイオンペットという日本犬のペット用品を扱われている会社と連携協定を結んでいまして、その会社に来ていただいて、実際にこういったものを備蓄するといいですよという現物を持ってきていただいて、参加者の方に見ていただいたりというのがありますし、そちらが衛生課の主催でしたので、参加者は 115 人だったのですが、そういったものだと参加者が把握しやすいというがありますので、イベントの形式によってどういった形で実績として人数を図っていくかというところも今後工夫していきたいと思います。ありがとうございます。

【部会長】

ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

では、通番 12 から 17 はこれで終わりにしたいと思います。

ここで衛生課長は退席いただいて結構です。お疲れさまでした。

それでは、通番 18 番以降をお願いいたします。

【副参事（地域防災担当）】

それでは、まず経常事業別で分けた方がよろしいかと思いますので、通番 18 から 21 番までの経常事業 357 の内容についてご説明させていただきます。

まず、通番 18 ですが、マニュアルの改定作業の人工（にんく）なんですが、ご指摘のとおり、職員が今回マニュアル策定をしております。担当は主担当 1 名と、あといわゆる係長、課長職が管理ということなんですが、職員が複数事業を受け持っておりますうちの一部として実施しているので、ちょっと時間につきましては大変難しく、こちらについては何時間というのはちょっと出しがたいですので、ご了承いただければと思います。

続いて、通番の 19 なんですが、改定されたマニュアルは、過去の女性の視点を踏まえたワークショップの内容を踏まえた内容になっているかということで、マニュアルの内容ということなんですが、今回改定予定のマニュアルなんですが、例えば男女別の更衣室ですか授乳スペースの設置、あと男女別トイレ数の目安、女性のほうを多く使用ということで、大体 3 対 1 と言われているのですが、そういった数、あと女性スタッフを配置するように、そういった記載をする予定になっております。

最新のマニュアルの提供なんですが、今現在作成中のため、この時点でお示しはちょっと難しいのです。そちらは大変失礼しました。

通番 20 になります。乳児や女性への配慮についてということで、先ほどの 19 を踏まえたことなんですが、まず備蓄についてなんですが、授乳更衣室用のテントですか、あと乳児用ミルク、生理用品やおむつ、ストーマ器具などをいわゆる要配慮者のために備蓄しております。支援体制等については、先ほどと重複になりますが、女性スタッフを必ず配

置するようにということです。あと定期的な巡回ですね、そういうものを、また複数人で行動するように呼びかけ等、あと暗いトイレまでの動線の照明配備等をマニュアルのほうに記載する予定でございます。

最後、通番 21なんですが、外国人への言語支援を予定しているかということで、あとその場合、何か国語の支援かということですね。マニュアルの作成、現状の避難所マニュアルがありまして、そちらでは避難所ルールを今 10 か国語でご案内しております。今回のマニュアル改定で、14 か国語で記載された意思疎通を図るために指差しボードというのを例示させていただく予定になっております。その他通訳ボランティア等を実際に発災のときには、もちろんボランティアなので直後に来ることははないのですが、必要がある避難所に配置する予定になっております。

以上、簡単ではございますが、18 から 21 までの回答とさせていただきます。

【部会長】

ありがとうございました。

通番 18 から 21 について、質問ある方はいらっしゃいますでしょうか。

【委員】

ありがとうございます。この間これを頂いて拝見したのですけれども、とてもいろんな方が非常に有意義なコメントを載せていらっしゃって、今マニュアルを改定中ということなんですが、それにこれらはもちろん生かされていっているんですよね。ちょっとそこだけ、すごくいいことがいっぱい書いてあって、これがそのまま生かされればいいなという思いで伺いたいのですが。

【副参事（地域防災担当）】

そうですね、このワークショップの中で出た、いわゆる避難所を設営するに当たって必要な内容ですね。ここに例えば過去の例で、女性用はトイレが長蛇の列になってしまい、その分女性用トイレを増やすとか、あと着替える場所がなかったので今回着替える場所を設定、もちろん最終的には各避難所の運営協議会が設定するのですが、こういったものを設定すべきものですという例示はさせていただくようになっていますので、こちらの内容で、避難所設営に関しては踏まえた内容になっております。

【委員】

ありがとうございました。

【部会長】

ほかにございますでしょうか。

【委員】

事業概要としては運営管理マニュアルの改定、1 番と 2 番、改定を踏まえた訓練の実施とあります。では 2 番に関して、マニュアルを作りましたとか、検討事項とか書いてありますけれども、訓練に関しては今年度、この 6 年度はなかったということなんですか。

【副参事（地域防災担当）】

マニュアル改定は昨年度から開始して、ちょっと今年度まだ作成途中でして、今年度中に標準マニュアルをお示しする予定なんですが、ちょっとマニュアルを使った訓練まではまだできていない状況です。

【委員】

ということは、全体事業としては訓練まであるんだけれども、そうか、1、2と書いていますけれども、実質は6年度は1番だけということで評価をするということでおろしいんですか。

【副参事（地域防災担当）】

そうです。

【委員】

あとこれ、結構評価の対象って、いろいろ粒の粗さ、大小があって、これ事業経費がゼロで、だから先ほどの人件費というか、何時間かかったかというのを聞きしたのですけれども。結局、1月にマニュアル改定は済んでいてとかと言って。内容は先ほどご意見があった、いろいろだと思うんですけれども、事業の粒としては、評価の粒としては小さ過ぎるのかなという気がすごくしていて、あと先ほどもマニュアルとかだと、今までとかだと本当にA.Iとかで作文とかというのはかなりのところまでできると思うので、これは質問というか何というか、逆に内部評価するあれとしてあまりにも粒が小さ過ぎるとか、そういうふうなあれはないんですか。

【危機管理課長】

お答えにくいところもあるのですけれども、これはそもそもこの事業は令和5年度までで、各出張所を回って、そのときには委託をして予算をつけて、先ほどみたいなパンフレットも作ってというようなところで、一旦そこで終わって、6年度以降は経常事業に落とすというところで、事業としてもこれは避難所マニュアルの改定というところにつながってくるので、我々としてはその避難所運営マニュアルに溶け込ませるようなイメージを持って今やっているところでございますので、それが避難所運営マニュアルにしっかりと反映されれば、いずれ事業としては目出ししなくてもいいのかなというふうには考えています。

【委員】

分かりました。

では、これは別に適切とするしかないということですかね、これ。

【危機管理課長】

そうですね、着地点としては、一旦、避難所運営マニュアルに反映して、それが通常の訓練の中でしっかりとやっていければ、ある程度目的は達成したというふうには考えます。また、今後何か新たに取り組まなければいけない課題でも出てきたら、またそのときはいろいろ考えなくてはいけないのですけれども、現時点においては訓練で反映されるというところをもって終了というふうには考えているところではございます。

【委員】

ありがとうございました。

【委員】

この女性の視点を踏まえた配慮をする、避難所運営ということですけれども、防災訓練においてですね、女性に重点を置いた避難所はまだまだ足らないのではないかというふうに考えております。避難所運営の防災訓練のレポートを見てみると、数か所、女性のスタッフが入ってここまでやっているところもございます。しかしながら、多くはイベント型の防災訓練になっておりまして、女性のスタッフが女性の観点から自分たちで企画をしてというのが配慮がまだまだ少ないと想いますので、今後、女性を主体とした防災訓練の実施を要望いたします。

その中で、トイレにおいても女性専用のトイレとか、そういうものをもっと多く導入すべきではないかなと、防災用トイレ、マンホールにぽつとん式で落とすような、避難所、避難場所とか、そういうところには5つくらいマンホール型のトイレがありますけれども、やはり女性専用のそういうものを設置するとかというのをもっと考えていただいたほうがよろしいのかなと、男性よりも女性のほうが、先ほどもちょっとお話があったように長蛇の列ができるとか、そういう場合もございますので、そちらへ重点をもっと置いていただきたいなと要望いたします。

【副参事（地域防災担当）】

ご要望ということですね。

【委員】

そうです。

【副参事（地域防災担当）】

おっしゃるとおりで、今回マニュアルを改定した上で、実効性のある開設訓練のほうに促していかなければなと考えております。

女性用のトイレについては、今回のマニュアルでも大体3対1の割合で女性が多くしたほうがいいというような記載もございますので、そちらについてはそちらを踏まえた上で、各避難所で実効性のある取組をしていただこうかなと考えておりますので、ご意見を承っております。

【委員】

ありがとうございました。

【部会長】

ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

それでは、通番22番以降をお願いいたします。

【副参事（地域防災担当）】

では、通番22の経常事業359番「災害用備蓄物資の充実」の件で、通番32番で、31について危機管理課長のほうから後ほど説明させていただきたいと思います。

まず、通番 22 の備蓄品の選定基準についてということなんですが、あと周辺企業との調整を行ったかというご質問です。備蓄品の種類の選定についてはメーカーの基準というものはまだつかめていませんが、国や都ですとか、あとほかの自治体の動向を踏まえて、あと地域のご意見等を踏まえて選定しているところでございます。

通番 23 の数量の根拠なんですが、あと地域特性が踏まえられているかということで、まず、数のベースとなるのが先ほどから申し上げております基本の想定避難者数、約 3 万人を基準に物品ごとに必要数を配備しております。例えば食糧であれば、3 万人の 3 日分、27 万食を避難所用に備蓄しております。

地域特性に関しては、区内の地域という意味合いで、一つ、特にこの地域にこれを手厚くですとか、そういうことはしておりません。

続いて、通番 24 番です。「避難所備蓄物資一覧」によると、医療資材が各地域 1 か所となっているということなんですが、こちらは 1 か所というのが、今新宿区では避難所医療救護所というのを 10 地区に 1 個ずつ設定しております、そちらにはお医者さんが、今現在の体制ですとお医者さんが行くということになっていますが、そちら用の備蓄になっております。

避難所医療救護所の場所については、区ホームページですとか、各種冊子や地域防災協議会等の場で皆さんには周知しているところでございます。

続きまして、通番 25 になります。「区備蓄倉庫物資一覧」で、トイレとトイレペーパーは別の倉庫に保管されているケースがあるということです。こちらの運搬上問題はないかという、まず、基本的には避難所の物資は避難所に一通りございまして、そこへトイレとトイレットペーパーも同じところに置いてあります。そのものがなくなったときに備蓄倉庫から移転することになりますが、こちらは必ずトイレとトイレットペーパーがもちろん一緒にあるに越したことはないのですが、一緒に持っていくという、ただ、トイレの便袋がいっぱいになって、トイレだけ持っていくですか、トイレットペーパーだけ使ってしまったので持っていくことがあるので、必ずしも同じ場所には、もちろん同じであったほうがいいとは考えておりますが、スペース等の問題で別になっていることがございます。

課題なんですが、実際、協定事業者等がトラック協会さんとか、運搬していただくことになるのですが、それは実際、発災上にどのようになるか、まだ未知数な部分がございますので、そこはちょっと課題かなと考えております。

引き続き通番 26、期限を超える物資の処分の方法なんですが、まず 2 つほど主にございまして、一つは期限切れの通過する前に避難所訓練等で配布していただいております。例えば食料品ですか記念品として配布しています。あと協定している団体で再活用していただいております。そういう意味でなるべく廃棄はしないように心がけております。

ナンバー 27 です。こちらは追加配備の主な課題で、さらなる充実という課題になっていけるが、さらなるとはどういうことだということで、あと年度ごとの計画で、さらなるとい

うのは、ある意味備蓄物資というのは入れたら入れたで、次にまた新しい物が出たりす  
とか、こういう新しい、新たな視点のニーズというのは出てきますので、先ほどと重複し  
て、国や都の動向ですとか、実際災害地域で起こったこと等、あと地域の意見等を踏まえ  
ましてさらに必要なものはどんなものかを想定しまして、選定配備したところでございます。  
年度ごとの計画なんですが、先ほど言ったように、決まったルールというのがなくて、  
今配備している食料品等は更新期限がございますので、そちらに関しては計画を作つて、  
期限に合わせて更新しているところでございます。

通番 28 の避難所倉庫の整備の主な課題で、配置替えというのを実施したということで、  
これは具体的にどういうことかということなんですが、まず、配置替えで何かといいます  
と、施設の工事等で備蓄品を移動しなければいけない、そこの防災倉庫をちょっと工事する  
ので備蓄を移動するですか、あとスペースが足りなくて、そちらを動かしたりとか勘  
案して倉庫間の備蓄を移動したり、空いたスペースに新たな備蓄を行うなどの対応をして、  
具体的なんですが、昨年度は実は受水槽が破損しまして、破損した学校が1件あります  
ので、その修理の間、水がなくなってしまうので、備蓄用の水をその学校の倉庫に配備  
した、その移動の費用などが昨年は計上しております。

通番 29、事業経費が1億2,200万と大きいですが、取組ごとの内訳ということでござい  
ます。取組1が備蓄物の更新など、こちらは約4,500万、取組2の追加配備が約7,600万  
円、取組3の倉庫の整備が156万円です。取組3のさらに内訳なんですが、物資の運搬の  
ほうが12万円、物資の廃棄のほうが42万円、再活用が約100万円となっております。

続きまして、通番 30 になります。避難所利用者以外への食糧支援なんですが、特にマン  
ションということなんですが、今現在、避難所備蓄と同量の食糧を在宅避難者用に備蓄し  
ております。各避難所を通じて、在宅避難者が避難所に来た際に配りしております。

マンションに特化した取組ということ、マンションの方も各避難所へ行って食料品等は  
受け取れるのですが、マンションに特化した取組として、別に今現在、通年の事業として、  
マンション自主防災組織というマンションのいわゆる防災組織を結成しているマンション  
に対して、防災備蓄品の購入助成というのを上限で10万円行っております。こちらで食料  
品等の備蓄をしていただけるような形になります。

ちょっと通番 31 を飛びまして、32 番のほうを説明させていただきます。

32 番については地域防災計画にある「東京都寄託物品一覧」というのはどういう制度か  
ということです。こちらは、東京都の地域防災計画について、発災時の迅速な物資提供の  
ために、なるべく地域内に備蓄を分散備蓄してくださいということで東京都のほうが推奨  
しております。東京都のほうから数量調査がきまして、それを都が持っているより各地域  
にあったほうがいいでしょうということで、区のほうに調査の上、保管スペースの状況  
を回答したところに都から物資が備蓄されているというような形になっております。

#### 【危機管理課長】

それでは、私から、通番 31、区民以外の人の備蓄の用意はあるか。また、どの程度備蓄

しているかということについてお答えさせていただきます。

区民以外ということで、これは帰宅困難者というふうに定義づけさせていただきます。新宿区の場合、やはり日本一のターミナルを抱えてといったところで、都の想定でも行き場のない帰宅困難者が約 3 万 7,000 人出るというふうに予想してございます。一方、新宿区で区内全域で一時滞在施設というのが全部で 78 施設ございます。そのうち 25 施設は区の施設というところになりますし、その区の施設の分の備蓄については把握をしてございます。現状、全部で 8 万 2,800 食程度を備蓄しているところでございます。これは区の施設の収容人数が大体 9,000 人くらい、9,000 人が 3 食で 2 万 7,000、掛ける 3 の 8 万、そんな計算で備蓄をしているところでございます。

民間については把握はしてございませんが、3 日程度を備蓄するようにということで通知をしているところでございます。

説明のほうは以上となります。

【部会長】

ありがとうございました。

通番 22 から 32 番にかけてご質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

【委員】

すみません、今備蓄品は、備蓄食糧も入っていましたですかね、備蓄食糧も、備蓄品だけでしたですか。

【副参事（地域防災担当）】

食糧も込みになっています。

【委員】

込みでよろしいですかね。

【副参事（地域防災担当）】

はい。

【委員】

特に避難所では区として約 1 日から 2 日分の備蓄食糧が備蓄されているということで、3 日分は東京都のほうからの備蓄食糧が提供される。4 日以上は国が備蓄の支援を行う。提携地方団体もございますけれども、そういうのがあるということですけれども、区で 1 日か 2 日分しか備蓄食糧がないということは、在宅避難を余儀なくされている方がアパートなんかもそうかと思うんですけれども、避難所へ来れない人が食糧を避難所にもらいに行つたときに配布されるものなのはどうなのか、ちょっとそこをお聞きしたいと思いまして。

【副参事（地域防災担当）】

在宅避難者の備蓄は、今まで申している 1 日分とかそういう分とは別に用意しております、そちらは区備蓄等でございますので、そちらをこちらから避難関係などに配達してそれで配るようなやつになっていますので、避難所の物資が削られるということはございません。

**【委員】**

ありがとうございます。安心しました。

**【委員】**

先ほど 3 万人基準で 3 日分ということで備蓄を用意されているということだったんすけれども、その前の段階にちょっと戻っちゃうのですけれども、5 番の質問のときに、停電が 4 日、ガスが 6 週間、上下水道も 17 日、21 日というような感じで、かなり長い長期のスパンだったと思うんですね。それに対して、都とか国から来るとは思うんですけれども、ちょっと 3 日分というのが少ないような感じがしたんですけども、それについてどうお考えなのかと、あと在宅避難の方も配布されるということで、避難所に行けば在宅避難者用の備蓄もあるということだったんですけども、やはり在宅避難の方にもうちょっと働きかけて、自分で自助努力というのも必要かなと思うので、そこら辺の取組とかお考えをお聞かせいただけます。

**【副参事（地域防災担当）】**

ちょっと 3 日分は少ないのでないかということですね。先ほどと繰り返し、委員もご指摘のとおりなんですが、都と国から追加配備がされる予定にはなってございます。

あとガス等が止まったということなんですが、あくまで止まったときの復旧想定でして、実際どれくらい止まるかといいますと、都の想定ですと、電気の停電率は 3.7%、上水道は 18.1%なんですが、ガスに関してはほぼゼロ%という想定に、今想定しているものは震度 6 強が最大の震度になるのですが、それ程度という、その程度という、かなりの被害ではあるのですが、それくらいの想定であって、もちろんガスですとか水等は、ガス以外の燃料等も避難所に想定しますので、炊き出し等はできるようになります。

在宅避難のことですが、まず我々在宅避難を今推奨しております、ローリングストックという概念、いわゆる普段のものを多めに買って、備蓄に特別なものではなくて、それを消費していく、古いものから順に消費していきましょうというような形の広報というのを、例えば区の広報新宿ですとかホームページ、あと各避難所ですとか、マンションの防災講話の際にそちらをまず第一に、皆さんの家庭にいるのが一番いいので、そのためにやりましょうということは我々として伝えるためにやっているところでございます。

**【危機管理課長】**

ちょっと補足しますと、区内の住宅の、区民の 8 割ですか、マンションに住まわれているということで、耐震という面ではほぼ震度 6 弱であればぱたっといふことはないと思っております。したがって、今副参事が話したとおり、我々も在宅避難を前面に出して今まで P R していますし、区の広報でも特集を組んだりとか いろいろ、昨年は在宅避難啓発セットというのを全世帯に配りまして啓発をしているところでございます。一方で、区民のアンケートとかを見ると、半分かというところで、我々もこれもどうやってさらなる周知をしていくかということのはずっと課題には思っているところではございます。

**【委員】**

すみません、3万人の基準というのは、マンションが8割だからということで、戸建ての方とかが一応基準なんでしょうか。

【副参事（地域防災担当）】

住居の用途別の基準にはなっておりませんで、東京都のほうで想定している被害想定の中で、新宿区ですと3万人が避難をするという想定になっております。これは一戸建て、共同住宅という区別はなくです。

【委員】

これは都が言ってきたからということだけなんですか、その根拠とかというのは。

【副参事（地域防災担当）】

そうです、都がいわゆる地震の被害を想定して計算して出した数字です。もちろん我々が、都が出したものと言えば都が出したものなんですが、都は何となくの試算ではなくて、それなりにいろんな想定をして、計算をして、実際どれくらいの震度のものが起こるかというのを科学的見地等で踏まえた上で想定したもので出しているものなので、今現在、それが一番科学的に根拠のあるものではないかと我々は考えています。

【委員】

先ほど道路の復旧に7日ほどかかるとたしかおっしゃったかと思うんですけれども、そうすると流通なんかも止まってしまいますよね。あと富士山の噴火というのも一つ話題に上がっているかと思うんですが、そうなると灰が降ってしまって、外に出ることも難しいとかというケースもあると思うんですが、そこら辺に対しての備えというのはどうなっているのでしょうか。

【危機管理課長】

東京都も道路啓開というのはかなり重要視していまして、都心の場合はいろんな方向から物資を調達できるといったところが、東北方面とか千葉方面とかいろんな道路が、使える道路を使って物資を運ぶといった想定になっていますので、全部が全部止まるということは基本的ないんじゃないかというふうには考えているところでございます。

富士山については、我々としてもこれからしっかりやっていかなくてはいけないというふうには考えております。災害で、新宿区で風向きとか全部の条件がそろうと最大で10センチ程度積もるというようなことになっておりますので、道路の灰をどうやってどけていくか、その灰をどうするか、こういったものはやはり考えていかなくてはいけないというふうには思っているところでございます。

【委員】

今現在はまだ何も対策がない。

【危機管理課長】

そうですね、実際に道路の砂をどけるにはやはりロードスイーパーとかそういうものが必要になってきます。我々区では持っていないので、そういうものをやはり東京都なり国なりに要請して主要道路をどけてもらう。その砂を運ぶと、それはどこに運ぶかとい

うのが、今回多分東京都が火山噴火の地域防災計画の改定をしましたので、そういうもののを見ながら、今後検討していきたいというふうに思っております。

【委員】

ありがとうございます。

【委員】

よろしいですか。説明、ありがとうございます。ちょっと私の理解を繰り返しのために申し上げますが、備蓄品の選定基準は特に設けてないというお答えで理解すればいいわけですね。それと選定数量については、私、22番で質問したんですけれども、周辺企業とか、周辺とも調整はしていないと、そういう理解でよろしいでしょうか。

【副参事（地域防災担当）】

そうです、おっしゃるとおり、選定品の品目という意味合いでは、その都度都度の状況といいますか、国と都の動向等を踏まえて選定しております。ただ10年スパンで何を入れるというのを決めているというものではありません。周辺企業との調整というのを行ってはいない。

【委員】

分かりました。

私がお聞きしたかったのは、周辺企業という、ここでは、22番で質問になっていますけれども、地域ですね。例えば病院とか、いろんな人たちのその地域ごとに余る備蓄品が出たり、足りない備蓄品が出るのが一番区民にとって困るわけですよ。私たち外部委員ですから、区民から見て足りているのか、十分なのか、逆に各企業は余り過ぎるんじゃないかな、みんな不安なんですね。冒頭、先ほど課長が前段おっしゃった、せっかく新宿区の協議会、民間企業と一緒に連携を取ってやっていらっしゃるという場があるのであれば、ちょっと備蓄品はそんなに区も企業も、例えば乾パンをこんなにいただいたら、たまり過ぎないようにならなくらい調整したほうが税金の無駄もないし、区民の満足感は高まるのではないかと思うのですが、どうなんでしょう。

【副参事（地域防災担当）】

周辺企業で備蓄していただいているのが、基本的にその企業の方が帰宅困難者にならないように3日は備蓄していただきましょうということです。職員さんのものと、あと一部の会社で帰宅困難者を受け入れていただいているような企業さんがあります。そういうときの物資を備蓄してくださっているところもあるかと思います。

一方、区で備蓄しているのは、主に区民のいわゆる避難所に来る方とさっき言った在宅避難者の方向けで、ちょっと目的として少し食料品に関しては用途が違うかなというところで、ただ、物品に関しても一応そういうふうにはなっているんですが、地域の企業さんがどういうものを備えているか、ちょっとこちらも把握していない部分がございます。そういう意味では同じ用途なもので区域全体でもし使えるようなものがあれば、おっしゃっているようなことが起こり得る可能性はあるのですが、ちょっと今のところ、具体的に

どういうものかというのは想定できていない、そういった調整というのは図っていないということです。

【委員】

現実としては難しいのはよく分かりますけれども、一番僕たちが心配しているのは、何か縦割りで、区は区の、東京都は東京都、企業は企業、それで実際区民、住んでいる人たちって、今おっしゃったことがもうちょっと何か、私たちも今日初めて聞いて分かった程度ですから、この備蓄、今こういうふうに周辺の企業とも目的が違うのだと、もうちょっと丁寧な説明をしていただいたほうがいいかもしれませんね。もう区はこれだけ備蓄していますだけだと、区民が、例えば今日の会議の議事録を区民の人が読んで安心しないのではないかと思いますけれども。

【危機管理課長】

今日のところ、ちょっとこうしますというのは今のところはないのですけれども、令和7年以降ですかね、国が各区の備蓄品を公表しなさいといったところで公表の義務が課されます。そういったもので、多分国が各自治体がどういう備蓄を持っているかというのをみんなにお知らせをした上で、どうしていくかというのはいろんな今後指示が出てくるのかなというところもありますので、そういった動きも見ながら今後やっていければなというふうには考えております。

【委員】

ぜひそういう発信をしていただきたいというお願いです。

私からは以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

【委員】

27番、取組2に関してなんですかね、さらなる充実を図る必要がありますというのと、国から通知がきて検討して導入するというケースと、実際災害が起きて、その事例を見て検討するというのほかに、何か定期的に検討会を催すとか、そういうのはあったりするのでしょうか。

【副参事（地域防災担当）】

内部的に、いわゆる危機管理課内で予算を組む段階でどういったものが今要望があるかというのを吸い上げて、それはあくまで本当に内部的な打合せのレベルでありますので、あと地域で今いろんな地域協議会ですとかに参加したり、あと議会等でご意見等をいただいたりしますので、そういったものを反映していっています。具体的に、近年ですと、暗がり用の小型照明ですとか、あと液体ミルク、いわゆる水がなくても飲める、そういうもののご要望等を踏まえて配備したところでございます。

【委員】

ありがとうございます。

【部会長】

ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

それでは、33番以降をお願いいたします。

【副参事（地域防災担当）】

引き続き経常事業372番、これを最後の39番まで説明させていただきます。

まず33番、「避難所防災訓練」、小中学校との連携ということで、所管に教育が入っていないのはなぜかということで、こちらなんですが、具体的に連携、どういったことを想定しているかということどころなんですが、今各地域の避難所の地域防災協議会ですか、避難所運営協議会という、いわゆる避難所ごとの会議体がございまして、そちらに小中学校の校長先生ですか、そういう方に出ていただいて、そこで協議してどういう訓練をしていくかという話をして、いわゆる各学校等の個別の事情に応じて訓練を実施している関係で、我々としても教育委員会全体としての共管というのを想定していなかったもので、確かにもちろん学校は教育委員会の所管ですので、教育委員会という視点が入ってもよろしいのかなと思うんですが、今のところ、いわゆる各学校個別の状況に応じた話し合いとなっておりますので、ちょっとそれについては当面入れてなかったという状況でございます。

続いて、通番34になります。「自主防災訓練の実施」について、課題が全く同じで、対象が多いからかということで、これはご指摘のとおりで、今先ほどあったように区民の8割がマンションに居住しております、いわゆる分譲マンションで、ちょっと今そこで大体2,800棟ほど区内に3階以上の高さの分譲マンションがございまして、正直かなりの数なので、今取り組んではいるところなのですが、少しずつ少しずつということで、この課題を一気に解決できるほどの数にはなってなくて、引き続きこういった課題になっております。それは本当にご指摘のとおりで、大変恐縮でございます。

続いて、通番35番になります。「総合防災訓練の実施」についてということで、まず去年の訓練、637名のうち中学生の参加人数は何人かということですが、こちらは去年283名の生徒が参加しております。

小中学生の訓練参加の促進の取組ということなんですが、先ほども出ていますが、避難所の運営協議会等に今学校の先生とか、先ほど言ったPTA等の方にも参加していただいて、訓練、学校への周知ですか、そういうものを協力をお願いしております。あと若者の集い等区の行事で、危機管理課でブースを出展しまして、防災意識の向上、直接、訓練に出てくださいという話ではないのですが、防災意識の向上を図った上で、こういった訓練にも興味をいただければと考えております。

続いて、36番、総合防災訓練の参加者内訳ということで、ちょっと先ほどと重複する部分があるのですが、昨年ですと地域住民等は168名、先ほどの生徒に教職員を加えた数が288名、区職員が63名、その他連携している機関とか企業等で118名で637名となってお

ります。

通番 37 番、小中学生の訓練を促進するのであれば、土日ではなくてというお話なんですが、避難所訓練についてはもちろん小中学生に参加していただきたいところではあるのですが、原則は地域の方が主体の参加となっておりますので、地域の方が逆に土日ではないと出る方は難しいというがありますので、基本的には土日日程の、ただ避難所の日程自体は協議会が決めていただいているので、もし協議会が平日がいいというのであれば、もちろん平日になる可能性はあるのですが、今のところ土日がほとんどということです。

平日に仮にやる場合、学校のカリキュラムがございまして、いわゆる普段の授業時間に訓練に出るというのはかなり難しいのかなと考えております。一方、中学生に関しては実は現在授業の一環として訓練に参加していただいているまして、その場合は土曜日授業という形で訓練には出でていただいているところでございます。これは中学校のみになります。

通番 38 番、避難所訓練レポートで会場によって実施内容に差が見られるので、マニュアル等あるかということなんです。あと地域特性を反映する取組ということなんですが、訓練内容については、ちょっとこれもまたたびたび出てくる避難所運営協議会で毎年どういう訓練をやるかを決定しております。いわゆる訓練をやるためにマニュアルというのはございません。実際、発災が起こったときの避難所の開設マニュアルというのはもちろん整備しているのですが、訓練をどのようにやるかというマニュアルはありませんが、ただ、訓練をするに当たって、一般的にこういったメニューがありますというのを区から提示させていただいております。例えば避難所を開設するにはこういう訓練がありますとか、起震車の訓練がありますとか、そういった提示はしております。

地域の特色ある取組ですが、地域、避難所運営協議会が内容を決めておりまして、例えば大久保小学校では外国人団体と連携して、日本語学校ですとか、韓国人生活ネットワーク等と連携した訓練をやったりとか、そういった、あとマンションが多い富久とか、マンションの長周期振動、もしくはシミュレーション化を入れた訓練等をやっているということで、地域特性がある学校も幾つかございます。

最後、通番 39 なんですが、総合防災訓練は前回から随分期間が空いているということなんですが、ご指摘のとおり、総合防災訓練、平成 22 年まで実施していたのですが、東日本大震災を受けて、いわゆるこういう総合的な総合防災訓練よりは、各避難所の避難訓練に重点を置こうというふうにシフトしまして、一旦総合防災訓練は中断しまして、各避難所の訓練を重視したところです。

昨年度から、やはり関係機関、いろんな団体、企業さんですとか、行政機関との連携というのが課題になっておりまして、そういった機関との連携強化ですとか、住民への意識啓発が必要だという課題を見出しまして、改めて関係機関と地域が連携した総合型の防災訓練を再開しようという運びになりまして、昨年度から再開したところでございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。

【部会長】

ありがとうございました。

通番 33 番以降でご質問等ある方はいらっしゃいますでしょうか。

【委員】

今の総合防災訓練はコロナがあったから中止していたということではないんですね。

【副参事（地域防災担当）】

直接的には、平成 22 年までですので、コロナがあったから中止したわけではない。ただ、今回やるに当たってはコロナ禍が明けたというのももちろんこういった訓練をやるという意味では少しあるのですが、直接的にコロナが理由ではございません。

【委員】

ありがとうございます。

すみません、それと関連してですけれども、令和 6 年度、昨年度実施した四谷中学校における 11 月の 9 日ですか、の防災訓練の、こちらのもらっている資料ですけれども、これには参加者 207 名としか載っていないですよ。それで今の内訳を発表はしていただいたんですけども、これはどういうことで 207 名になるかがよく分からなくて、ちょっとお聞きしたいなと思います。

【危機管理課長】

この日は、前半に四谷中学校の避難所訓練をして、9 時 45 分から総合防災訓練という形で第 1 部と第 2 部に分けてやったので、第 1 部の四谷中学校の避難所訓練は 207 名というような形になります。

【委員】

同じ日に 1 部、2 部形式でやったということで、理解でよろしいですか。

【危機管理課長】

はい、そのとおりでございます。

【委員】

はい、私ちょっとこの表を見て、何でこんなに人数が少ないのかなと疑問に思ったもので、ありがとうございます。

【部会長】

ほかにございますでしょうか。

【委員】

37 番の小中学生の参加についてなんですけれども、中学生は授業の一環でやるみたいな形で土曜日の実施、小学生の参加に関してはどのようなお考えなのかなと、要は新宿区つて両親ともに共働きというケース、おじいちゃん、おばあちゃんが一緒に住んでないケースが多いと思うんですね。そうすると子供だけで家にいたりとか遊びに行っていたりとか、そういうところで発災の可能性も非常に高いのではないか。大人のいない環境で、その場合にやはり小学生にも自分で自分の身を守るということを学んでもらったほうがいいような気がするのですが、その点について何か計画とかお考えがあればお聞かせいただきたい

のですが。

【副参事（地域防災担当）】

そうですね、今回、まず各小学校に関してはいわゆる学校の避難訓練というのは学校のほうで実施していただいております。今委員おっしゃったようないわゆる啓発の形になるかと思うのですが、そういったところは実際当日の避難所訓練に来ていただくように学校等に、先ほどのPTAを通じてチラシを配るですか、あとそういった取組をして、参加のほうは促しているところでございます。

中学校が授業を受けているのは、いわゆる発災時に学校に昼間ですと学生がいるので、避難所の運営の立ち上げのお手伝いですか、そういったことも、それは主目的ではないのですが、あとそういったところもありまして、そういったものを考えていまして、小学生に関しては今のところそういう授業で行ってはいないのですが、日頃のそういう防災意識の啓発というのは行つていているところでございます。

【危機管理課長】

すみません、通常の授業の中でというか、防災を授業の中身としてやっているとは思います。なので、防災に関する知識というのは多分子供たちはちゃんと勉強はしていると思うんですけども、我々的には体験というところになりますので、体験という意味では先ほど副参事が申しましたようにできれば親子で参加していただきたいなという思いは持つてございます。

【委員】

ありがとうございます。

【委員】

すみません、いろいろなことで努力されていることはよく分かりました。ありがとうございます。

なかなかこれ、私たち外部評価委員って評価するのが難しいのですけれども、今後もなるべく訓練参加率を上げるとあるけれども、何か具体的な目標というのはありますか。今後上げていきます、実施していきますと言いますけれども、例えば2年後には何%を目指しますとか、何かそういう目標がおありになるのかなという。

【副参事（地域防災担当）】

今ちょっと定量的な数値目標というのは上げていないところではございます。

【委員】

目標はないということですね。

【副参事（地域防災担当）】

もちろん上げていきたいのですけれども、定量的なものは.....

【委員】

難しいのですけれども、なかなかそこが難しいところですかね。

【危機管理課長】

一旦コロナで訓練ができなかった。それから、コロナ明けで少しづつ人が戻ってきて、訓練も再開するようになってきたというところで、これまでまずは訓練をやってみようよというところから始まっているところです。大分落ち着いてきたので、今後はどうやって人を増やしていくかというところは今後の指標にはなってくるのかなどは思いつつも、実際、現場を見るとやはり運営する側も高齢化だったりとかというところで、なかなか無理もできないような状況もありますので、その数値を立てるかどうかというのはちょっともう少し考えなくてはいけない。

【委員】

そうですね、別に評価委員をやっているとかやってないとかではなくて、何かある程度一定の目標があれば、では私あと一人足りないから参加してみようとか思うんですよね。選挙と一緒に、自分が参加しても参加しなくても同じだと思うとなかなか数字って上がりませんよね。だから少しでも、選挙の投票率を上げるのとは全然次元が違いますけれども、何かもうちょっと目標値があったほうが本来の参加が増えるのではないかと思って申し上げました。

私は、以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

【委員】

質問というよりは、34 番の質問で書かせていただいたのに関わるのですけれども、先ほどの 359 の「災害用備蓄物資の充実」ともかぶるのですけれども、主な取組が年初と年度末とで文言が全く一緒の、いわゆるコピペではないですか。外部評価するに当たって、この書類を読むときにまさかそういう仕組みとは思ってなかったので、読んでいたら同じ文言を書いてあるという疑問が一つと、あと要是読み解いていくと、毎年対象が多いから、それが終わってないから同じ課題になるとかという、そういう理由があるんだなとは読み取れますけれども、何か最初に評価委員として書類を読むときに素で読んでしまうので、これって間違ってコピペしているのかなとか、要するに対象が多いために引き続き年初の課題と同じですとか、そういうふうな書き方をしていただけるとすごく分かりやすいのかなというふうに思いました。

【副参事（地域防災担当）】

すみません、ちょっと分かりづらい、配慮が足りない書き方だったということで、そちらは次年度以降書き方について検討していきたいと思います。

【部会長】

ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

【委員】

参考のためにお聞きしたいのですけれども、今地域防災訓練は町会主体でやってはいるのですけれども、町会に加入していらっしゃらない方が置き去りになっているのではないかなという懸念もあるので、ちょっとそこらの対策と、それから、マンションにお住まいのマンション防災のマンション自体がそういう防災訓練を実施している状況を、どれくらいのマンション防災自治会があって、どれくらい実施されているのか、ちょっとお聞きしたいと思うんですけれども、いかがですか。

【副参事（地域防災担当）】

第1点目の町会以外の方が、まず、今避難所の運営の主を担っていただいているのは町会の方、これはもう間違いないこととして、それ以外の方ももちろん来ていただいた避難所に、そこで運営には携わっていただく形、運営というか、スタッフとして携わっていただくことになります。そういう方については置き去りになっているのではないかということで、ただ避難所訓練自体にはもちろんぜひひ出てきていただきたい、周知等していただいて、それを拒むということは一切ない、もちろんウエルカムなんです。ただ、実際、運営に携わってないところで、町会に加入していない方が意識というか、そういう興味が薄いというのは実際ある可能性は高いです。

ただ、どうしていくかというのは確かに課題として、ちょっと周知を増やせばいいのか、あとは町会加入率を上げるというのも一つの手ではあるのですが、その辺はちょっと我々の範疇から飛び越えてしまう点ではありますので、すぐに実効性の担保できる施策というのは難しいのですけれども、何かしら考えていかないといけないというのは我々のほうでも認識しております。

もう1点は、マンションの防災訓練なんですが、マンションの防災訓練については、こちらとしても東京都と我々のほうも推奨しております、例えば自治会とマンションの自主防災組織と一緒に防災訓練をやると助成が出る制度とか、東京都のほうは始めております。実際、では何件やったかとか、何件自主防災組織があるかというのは、ある種届出が必須のものではないので、我々のほうで実際何件あったかというのまでは把握できていないうちでございます。助成金を使った件数等は分かるのですけれども、実際マンションとしてどれくらいあるかというのはちょっと把握できていないところでございます。

【委員】

防災訓練を行うと区から助成金みたいなのが出ますよね、出なかったっけ。

【副参事（地域防災担当）】

そうですね、防災組織を備えている町会さんには、毎年世帯数に応じて区民組織の助成金が出るのと、あと各避難所の訓練では資機材のレンタルですとか、炊き出しのお米の配布等はしております。マンションについても自主防災組織を立ち上げれば助成金が出たりはするのですけれども、必ずしも、ただマンションに関しては全部が出ているという形ではないかなと思っています。

【委員】

先ほどのこれによりますと、各小学校を中心とした町会が実施した訓練にどれくらい参加したかとか、いつ実施したかというのはきちっとある程度の掌握をされているのですけれども、マンションの自治会の場合もやはり掌握をしてみたらいかがかなと思うんですね。といいますか、先ほど約80%がマンションだというようなお答えがあったのですけれども、区民としてマンションに住んでいる人も区民ですので、そういう人のどれくらい防災訓練を実施しているかとか、そういうのを掌握もしてみる必要があるかなと。

また、先ほど言いました町会員でない人、町会に加入していない人も、置き去りにという言葉、ちょっと言い過ぎたかなとは思いますけれども、実はよその区のお話をしては申し訳ないですけれども、中野区の場合は各町会プラス住民でつくった防災会というのがあったんですね。立ち上げてあったのですね。これは町会に加入しているとか加入していないとか、そういう問題ではなくて、町会に加入している人プラス住民という意識が強かつたもので、防災訓練のときには町会員だからどうとか、そうではないからどうとかではなくて、住民全体を指して防災会というのがあったんですけれども、新宿では町会に加入しないと何か防災訓練やそういうのになかなか積極的に参加できないというようなのを感じて、私は町会員ですので、いろんな訓練には参加しているのですけれども、やはりマンション以外のアパートに住んでいらっしゃる方の町会の加入率が低いとか、要援護者もアパートに住んでいらっしゃって、町会員ではない方もいらっしゃいますので、そういうのも含めて、区民である以上はそういう対策も少し検討をされてみたほうがよろしいかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

#### 【副参事（地域防災担当）】

もちろん町会員であるなしに関わらず、避難していただく際はご一緒ですので、町会に加入していない方もぜひ避難訓練等には参加していただきたいと思っております。

中野区では防災会という会があるという話なんですけれども、そういった下地的なものが、町会外と町会の方も分け隔てなく防災に関する取組をする下地というのが今区にはないものでして、どうしても町会が基本になってしまうかなということで、今逆にそういったのをつくったとして、どういった方がどういうチャネルで入ってくるかというのがなかなか見通せないところもあるので、そこは課題かなと思っております。まず、やはり避難所訓練に出ていただくというのが主として考えていきたいとは考えています。その次に、ではどうやって運営のほうに巻き込んでいけるかというのは次のステップかなというふうに考えております。

マンションの防災訓練ですが、ちょっとさっさと繰り返しになってしまいますが、結局避難所の訓練というのは我々がある種関係者として主体的に入っているのですけれども、マンションの防災訓練というのは、ある種マンションというのは基本的に防災訓練をやるところが多いのですが、我々が関わるところがなくて、届出等もないで、ちょっと全く我々が防災講和等に呼んでいただいたときはもちろんカウントできるのですが、それは全てではないということで、全数というのは把握できないところですので。

マンションの自主防災組織になりますと助成が出ます。これはかなり前から始めている、平成 31 年から始めているのですが、今のところ 58 の自主防災組織に助成金が出ておりまして、もっともちろんあるところもあるかと思うんですが、少なくとも助成金をもらったところがあるのは 58 のマンションの自主防災組織が区から助成を受けているというところでございます。

【委員】

ありがとうございます。

【部会長】

ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

では、33 から 39 番までは以上としたいと思います。

これで全ての質疑が終わりましたので、危機管理課長と地域防災担当副参事はご退席いただき結構です。長時間ありがとうございました。

では、本日の振り返りと整理をする時間になるのですが、本日のヒアリングを受けてご意見、ご感想等があればお願いします。併せて言い忘れたという追加の質問等があれば、この場でと、あとは別にメール等とかでもご連絡いただければと思いますが、何かござりますでしょうか。

それでは、本日の議事はこれで終了なので、最後に、事務局から明日の話について事務連絡をお願いいたします。

【事務局】

では、事務連絡です。今後の予定のアナウンスと評価作業の説明をさせていただきます。

まず、今後の予定のアナウンスです。

まず、現地視察です。明日、現地視察となります、よろしくお願いします。8月 6 日水曜日の 14 時から 16 時 30 分を予定しています。視察先は新宿歴史博物館、区立防災センター、牛込中野小学校という、近場に 3 つ関係する施設がありますので、それを徒歩で巡っていく形になります。集合場所は新宿歴史博物館で集合とさせていただければと思います。

現地視察のご説明については以上です。

取りまとめ会の日程の確認です。

取りまとめ会、8月 20 日水曜日の 14 時から 16 時半、取りまとめ会 2 回目の予定は 8 月 21 日木曜日、14 時から 16 時半、2 日連続で予定をしております。1 日目の 20 日で取りまとめの作業が終わった場合は、2 日目、21 日は中止となりますのでよろしくお願いします。場所は両方ともここ第 3 委員会室で開催となります。

今後の予定のアナウンスは一旦以上となります。

次に、評価作業の説明です。

8 月 20 日の評価の取りまとめ会までに、委員皆様個人での評価作業というものを実施をお願いいたします。その評価の作業に当たっては、今日の紙でもお配りしている外部評価

チェックシートに直接記入する形でお願いいたします。

評価の欄については、計画以上、計画以下とか、直接書いていく必要というふうに選べる項目がありますので、まずそれを選んでいただいて、選んだ理由を書いてください。もし理由ではなく、さらにもっとこうするべきではないかとか、こうしたほうがもっと便利になると思う、こうしたほうが区民のためになると思うみたいなご意見のような形については、今後の取組の方向性に対する意見、もしくはその他の意見・感想の欄のほうに該当する意見・感想を記入をお願いいたします。

外部評価チェックシート提出期限を申し上げます。後ほどメールでもお送りするので、そちらにも記載させていただきますが、提出締切りを 8 月 13 日水曜日、1 週間前、取りまとめの 1 週間前とさせていただきます。

提出形式は、この後メールで電子データを添付させていただきますので、電子データをそのまま更新してメールでご返送いただくか、もしくは紙に直接書き込む形でお持ちいただいても大丈夫です。チェックシートの電子データは本日この後メールでお送りさせていただきます。

では、事務連絡は以上です。

**【委員】**

明日は誰がどうするんですか。

**【事務局】**

失礼しました、明日の視察に一緒に行くメンバーですけれども、まずこの事務局 3 名と、あと危機管理課の、実際に担当の職員、係長と担当の職員が計 2 名付き添ってくれるということなので、区の職員とは歴史博物館で集合というふうな形になります。

**【委員】**

分かりました。

**【部会長】**

ほかにございますでしょうか。

では、ありがとうございました。

それでは閉会いたします。

お疲れさまでした。

<閉会>